

第1節 災害に強いまちをつくる

項目		担当
1	地震防災緊急事業五箇年計画を推進する	都市整備局、消防局、教育委員会
2	避難場所等を確保する	危機管理安全局、都市整備局、福祉局、保健局
3	避難路を整備する	都市整備局
4	避難誘導體制を確立する	危機管理安全局、総合政策局、福祉局、保健局、こども青少年局、消防局、教育委員会
5	防災拠点を整備する	都市整備局、教育委員会
6	都市防火区画を形成する	都市整備局
7	密集市街地を整備する	
8	都市不燃化を推進する	
9	建築物の耐震性を向上する	資産統括局、都市整備局
10	防災資源を活用する	都市整備局、経済環境局
11	市街地の防災環境を改善する	都市整備局

1 地震防災緊急事業五箇年計画を推進する

兵庫県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、避難地や避難路等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備事業を推進している。

市は、この地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進してきたところであるが、今後もこれら施設等の整備を推進していく。

2 避難場所等を確保する（資料Ⅰ（3-1 避難場所等一覧）参照）

災害対策基本法に基づく「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」の指定については、本市で従来から周知している「指定避難場所」「津波等一時避難場所」「大火災避難場所」「福祉避難所」等の名称を用いて指定を行い、避難場所等を確保する。

また、平常時から避難場所等の場所、収容人数、施設情報、ペットの受入方法等について、住民への周知を図るとともに、災害時には、避難場所の開設状況や混雑状況等をホームページやアプリケーション等の多様な手段で周知するように努める。

なお、高齢者、障害者、女性等のニーズに配慮した避難場所のあり方や避難生活の長期化への対応等についても検討を行い、災害時の避難者の受入体制の整備を図る。

(1) 指定避難場所

ア 災害の危険性があり、避難した住民が、災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在する場所である。

イ 災害により、住民等が生活本拠地を失ったときなどに一定期間滞在する場所である。

ウ 避難区域を概ね500メートルとし、エリア外の区域について既存の避難場所との位置関係、収容能力等を考慮し、公共施設の中から追加指定の検討を行う。また、民間施設の指定についても検討を行う。

エ 災害の状況によっては、私立学校、生涯学習プラザ等及び野外に天幕を張る等臨機応変の処置をとるものとする。

(2) 津波等一時避難場所

ア 兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報、大津波警報が発表された場合や高潮、洪水等が発生し、もしくは高潮、洪水等のおそれがある場合で避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令された場合に緊急一時的に避難できる場所である。

耐震化工事完了済等の公共施設や、以下の要件を満たす企業のビルや民間マンション等の施設管理者と協定を締結し、津波等一時避難場所として指定する。

A 昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準を満たしている建築物であること。

B 鉄筋コンクリート造り等の建築物であること。

C 3 階以上に一時避難ができる通路等の共用スペースがあること。

D 24 時間開放可能であること。

イ 津波等一時避難場所の設置、拡充に努める。

(3) 大火災避難場所

ア 大火災避難場所は、地震や地震に伴う大火災時に周辺地域からの避難者を収容し、避難者の安全性が確保できる規模、構造とする。

イ 避難場所は都市公園や学校グラウンドなどの公共施設を中心として選定し、避難距離 2km の避難圏を設定した配置とする。規模は概ね 3ha 以上とし、1 人あたり避難面積 2 m²を確保する。

ウ 大火災避難場所の適切な維持管理を行うとともに、大火災避難場所周辺の不燃化を図る。

(4) 福祉避難所

ア 高齢者や障害者など、災害時に配慮が必要な人の利用に適した環境を確保できる施設を福祉避難所として事前に指定する。

イ 福祉避難所は災害時の 2 次的避難所として、原則、指定避難場所における要配慮者の状況を勘案し、必要に応じて開設する。

ウ 要配慮者のうち、指定避難場所内に設置する要配慮者避難スペース等を活用しても、対応が難しく、且つ、病院への入院や社会福祉施設への入所に至らない者を受け入れる。

エ 指定していた福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、新たに福祉避難所の確保に努める。

(5) その他

ア 一時避難地

A 一時避難地は、災害発生初期に一時的に避難する場所とし、災害が終息した後の短期滞在型避難施設としての機能を併せ持つ場所が望ましい。

B 地域とのつながり、位置の周知度が高いこと及び避難地としての機能（グラウンド、校舎、体育館等）を持っていることから、市内の全小学校、全中学校、市立高校のグラウンド及び住区基幹公園、都市基幹公園を一時避難地とする。

イ 防災空地

A 防災空地は、大火災避難場所、一時避難地を補完するオープンスペースとする。

B 子ども広場など面積規模の小さな空地、防災協力登録農地等の農地、住宅団地、公共・公益施設（水道、下水道、駅前広場、駅舎等）のオープンスペース、民間施設（社有グラウンド、テニスコート、駐車場、ゴルフ練習場等）のオープンスペースとして位置づける。

ウ その他の避難場所（避難地）

A 地域の状況に応じて、小学校区単位に街区公園、近隣公園、その他の広場等について、平常時は市民に親しまれ、災害時には、一時的な避難地となるよう整備を推進する。

B 必要に応じて、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難場所の確保に努める。

C 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）を含む感染症患者の被災に備え、対象者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、対象者に対し、情報を提供するように努める。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発症前から関係機関との調整に努める。

(6) 避難場所等の機能の充実

ア 指定避難場所の設備等の整備

A 避難場所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。

B 避難場所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）、計画的な整備の推進を図る。

C 避難場所の施設、設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

D 避難場所でのトイレを確保するため、簡易トイレ等を備蓄し、市内の小・中・高等学校へマンホールトイレの整備を図る。トイレが不足する場合は、業務課所有（尼崎環境財団保管）の移動便所及び業者からの仮設トイレ等を調達することとし、県や他の自治体へ相互応援協定に基づいた応援要請を行う。なお、トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行い、健康被害の防止と衛生対策に努める。

イ 避難場所等の整備方針

A 各避難場所（避難地）の周知（市報掲載、標識の設置など）を行う。

B 災害発生時の避難者の受入体制の整備（学校・施設の門の開放など）を図る。

3 避難路を整備する

(1) 避難路ネットワーク

各避難場所へ連絡する避難路ネットワークとして、幅員 12m以上の都市計画道路及び区画道路を避難路として指定する。

(2) 各避難場所への進入路

避難路ネットワークからの進入路として確保する最低幅員を 8mとする。

(3) 避難路の整備方針

ア 都市計画道路（未整備箇所）を順次整備する。特にネットワーク化されていない路線（園田西武庫線、長洲久々知線等）や隣接都市に接続する路線（尼崎宝塚線、園田西武庫線等）については整備の促進を図るとともに、道路橋の耐震性の向上を図る。

イ 次の場合について、避難が安全に行われるように、都市計画道路の整備や道路改良事業等により総合的な避難路整備を行う。

A 津波から避難する場合、市南部から JR 神戸線（東海道本線）より以北かつ猪名川・藻川、武庫川などの河川から離れた場所への避難もしくは津波等一時避難場所への避難

B 地震火災が延焼拡大した場合、指定避難場所等から大火災避難場所への避難

4 避難誘導体制を確立する

災害時の避難行動は、行政関係機関と地域住民が一体となって行うことが必要であり、限られた人員、資機材ではおのずから困難が生じることが予想されるため、事前に役割を分担してその充実に努める。

(1) 避難誘導のあり方

避難誘導体制は、災害の状況によって異なる市民行動に合致したものとするよう、段階的な避難誘導のあり方について検討する。

(2) 避難誘導体制の整備

避難場所及び避難路等に案内板、誘導板を設置し、平時から市民等に周知を図り、迅速かつ的確な避難を促す。また、防災情報表示付き電柱広告に関する協定に基づき、市内の公共電柱公告へ海拔や避難場所表示の掲出についても推進する。

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備を図るとともに、市民の避難行動を考慮し、防災行政無線設備等の整備、拡充を図る。また、避難場所に要配慮者が避難できるスペースの表示をあらかじめ行うように努める。

5 防災拠点を整備する

(1) 広域防災拠点

ア 広域防災拠点は、県が整備する被災者用物資等の備蓄機能、緊急物資の集積・配送機能、応急活動要員の集結・宿泊・出勤機能を有する広域的な救援・救護や復旧活動等の拠点である。三木総合防災公園を全県拠点として、各地域（西播磨、但馬、淡路、丹波、阪神南）に整備している。

イ 阪神南地域では、救援・救護、復旧活動等を海上及び空路から行う阪神南広域防災拠点が、平成 20 年 3 月に西宮市甲子園浜（今津浜公園地内）に整備された。

(2) 地域防災拠点

ア 地域防災拠点は、広域防災拠点とコミュニティ防災拠点とを中継する防災拠点である。必要とする機能としては、①応援要員や車両などの防災活動のための駐屯機能、②食料や飲料水、医薬品等、復旧用資機材の備蓄施設、③広域防災拠点から搬送されてくる緊急物資、復旧用資機材の集積スペース、④耐震性消防用貯水槽、⑤兵庫県災害対策本部と広域防災拠点を連絡する情報通信システムの拠点などである。

イ 阪神・淡路都市復興基本計画の中で、広域防災帯によってブロック化された区域に 1 か所以上設置することとなっており、他の防災拠点へのアクセス性や拠点機能等の面から次の 5 か所を選定する。

A 北部防災センター、高田公園、立花中学校

B 市役所、橘公園

C 小田南公園、記念公園

D 上坂部西公園、上坂部小学校

E 尼崎の森中央緑地

(3) コミュニティ防災拠点

ア コミュニティ防災拠点は、大災害発生後の地域住民の避難、その後の応急対策をはじめとした防災活動拠点である。地域住民の認知度が高く、集結のしやすさや備蓄の設置状況等から市内の全小学校及び生涯学習プラザとする。

イ 整備する機能としては、①避難場所、②備蓄（各行政区に 3 か所）、③戸別受信機等の情報通信機器などであり、近隣のコミュニティ防災拠点と機能分担しつつ整備する。

6 都市防火区画を形成する

(1) 都市防火区画

ア 都市防火区画とは、幹線道路、公園緑地、鉄道・河川や不燃建築物群等による延焼遮断帯を形成することで、木造家屋等の密集市街地などの大火災の危険性の高い地域を複数の区画に分割し、大規模地震等による同時多発火災をその区画内でくい止めることを目的とした都市防災の考え方である。

イ 路線式防火地域や最低限度高度地区の指定による沿道の不燃化や延焼遮断帯の形成、防災街区整備地区計画による建築物の不燃化の促進を複合的に進めていく。

(2) 広域防災帯

ア 国道 43 号、国道 171 号、山手幹線、五合橋線、山陽新幹線、武庫川、猪名川・藻川については、阪神・淡路震災復興計画（兵庫県）で広域防災帯（標準幅員 75m、最低幅員 60m）として位置づけられており、優先的に防火区画として整備していく。

イ 特に、山手幹線、五合橋線については、沿道地域（幅員 11m）を防火地域に指定し、不燃化を図っている。

7 密集市街地を整備する

(1) 地震災害時に、建物倒壊や火災延焼の危険性が高い地区や細街路が多く避難が困難な地区など防災上危険な密集市街地については、地域ごとの課題に応じた施策を検討し、地域レベルでの段階的な整備計画を定める必要がある。

(2) 地区計画等による総合的なまちづくりを通じて防災性の向上を図るとともに、防災情報の提供や専門家派遣等のまちづくり活動支援などソフト面の充実を図っていく。

8 都市不燃化を推進する（資料 I（3-2 防火地域・準防火地域指定図）参照）

(1) 防火地域・準防火地域の指定

防火地域、準防火地域の指定により耐火・準耐火建築物の建築を促進する。

(2) 都市防災化促進

ア 火災発生時に延焼防止の緩衝帯となる道路や公園緑地の整備を推進する。

イ 災害時の緊急輸送道路や避難路となる幹線道路沿道の不燃化を促進する。

ウ 河川、運河、水路などを防火帯として整備を進める。

9 建築物の耐震性を向上する

(1) 公共建築物の耐震性の向上

新耐震基準施行（昭和 56 年）以前に着工された公共建築物のうち、災害救助の拠点となる施設や避難、救援に必要な施設を抽出し、必要に応じて耐震診断などを行い、それらを踏まえ、更新の時期などを勘案しながら、補強、補修に取り組む。

(2) 民間建築物の耐震診断、耐震改修

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築基準法の特例措置や融資、税制等の優遇措置を講じ、民間建築物の耐震改修を円滑に進める。

イ 新耐震基準施行（昭和 56 年）以前に着工された建築物については、耐震診断の普及、啓発を行うとともに、補助制度による耐震診断等の促進を図る。

(3) 尼崎市耐震改修促進計画

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の平成 18 年 1 月の改正施行を受けて、市民の自己予防意識の高揚を図り、所有者自らによる耐震化を促進するため、「尼崎市耐震改修促進計画」を策定しており、上記(1)、(2)の取組とあわせて、同計画に基づき市内の住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

(4) 液状化への対応

液状化対策については、本市の場合、市域が既に市街化しているため広範囲にわたり地盤改良工法を施工することは困難であることから、建築物の新築や建替え時に事業者が個別に液状化対策を行う。

10 防災資源を活用する

(1) 水辺空間の活用

臨海地域においては、水辺空間は、避難動線や防火用水供給などの多用途な水辺の活用が考えられるため、水害対策関連事業と調整を図りながら水辺のネットワークによる緑地の整備を促進する。

(2) 公園緑地等の樹木や植樹帯などの緑の活用

ア 阪神・淡路大震災では、公園緑地等の樹木や道路の植樹帯が、延焼防止、家屋倒壊による道路閉塞の防止に効果のあることが証明された。

イ このため、公共施設敷地内の緑化、生け垣緑化など私有地での緑化の推進、植樹による公園緑地の緑化、歩道の緑化による緑のネットワークの充実など総合的な緑化の推進を図る。

11 市街地の防災環境を改善する

都市基盤の未整備地区においては、消防活動に支障のないよう、道路空間の確保やポケットパークなどのスポット整備など、防災環境を改善する。また、火災の延焼を防止するため、建物の不燃化・共同化を促進し、街区ごとの不燃化を進めるとともに、雨水利用などにより自立した水源の確保を促進する。

第2節 津波、高潮災害を防御する

項目		担当
1	兵庫県による津波防災インフラ整備について	兵庫県
2	津波、高潮からの防護のための施設及び閉鎖体制を整備する	危機管理安全局、都市整備局、消防局

1 兵庫県による津波防災インフラ整備について

兵庫県はこれまで1854年の安政南海地震による津波を想定し津波対策を実施してきたが、南海トラフ地震の発生に伴う最大クラスの津波への対応として、平成25年2月に緊急かつ重要な事業を盛り込んだ「津波防災インフラ整備5箇年計画（暫定版）」を策定するとともに、県沿岸部の地形条件等を詳細に反映させる県独自の津波浸水シミュレーションに取り組み、平成26年2月までに、本県沿岸部の最大クラスの津波水位を精査し県全域の津波浸水想定図を作成公表した。

この津波水位および津波浸水想定図を踏まえ、平成26年3月には同計画（暫定版Ⅱ）を公表し、平成27年6月には、地震動による防潮堤等の沈下対策を反映した「津波防災インフラ整備計画」を策定した。

県の「津波防災インフラ整備計画」における津波対策の考え方は、発生頻度が高い津波（レベル1津波）と最大クラスの津波（レベル2津波）の2つの津波に分けるとともに、甚大な浸水被害が想定される地区を「重点整備地区」として設定した。尼崎地区も重点整備地区として、防潮堤の越流対策や沈下対策等を行い、浸水被害を軽減するとされた。

(1) 兵庫県津波防災インフラ整備計画 平成27年度策定

ア 津波対策の基本的な考え方

対象津波	基本的な考え方	
	ハード対策	ソフト対策（避難対策）
レベル1津波 ^{*1} 対策 （発生頻度が高い津波）	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。 （淡路島南部地域を除く）	命を守るための避難を支援 （レベル1、レベル2津波対策に共通）
レベル2津波 ^{*2} 対策 （最大クラスの津波）	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の沈下対策、基礎部の洗掘対策等により浸水被害を軽減する。	

*1 想定地震動はM8.4（安政南海地震並み）、発生頻度は概ね100年に1回発生。

*2 想定地震動はM9.0クラス（最大クラスの地震）、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす。

イ 重点整備地区（甚大な浸水被害が想定される地区）における津波対策

レベル1津波対策（津波の越流を防ぐ）	
ア 津波防御対策	(1) 防潮堤等の整備（高さの確保、健全性の保持） (2) 陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖（自動化、遠隔操作化、電動化）
イ 避難支援対策（レベル2津波にも対応）	(1) 道路等施設利用者の避難支援（道路法面等への階段整備など） (2) 県民へのリアルタイム情報の提供（港内監視カメラ画像など） (3) 防災意識の向上・防災学習の普及（海拔表示シートの設置など）
レベル2津波対策（津波の浸水被害を軽減する）	
ア 既存施設強化対策	(1) 防潮堤等の越流・引波対策（基礎部の洗掘対策） (2) 防潮堤等の沈下対策（液状化対策としての地盤改良など） (3) 防潮水門の耐震対策（門柱の耐震補強等）

イ 津波被害軽減対策	(1)津波越流範囲の縮小（防潮水門の下流への移設） (2)排水機場の耐水化（電気・機械設備の高所設置等）
------------	---

(2) 尼崎地区(重点整備地区) の対策

ア 整備目標

レベル2 津波による浸水被害を軽減

イ 対策内容

A 防潮堤等の越流対策

レベル2 津波が越流する 0.3km は、防潮堤基礎部の洗掘対策を行う（平成 28 年度完成）。

B 防潮堤等の沈下対策（液状化対策）

- a レベル2 津波が越流する区間のうち、地震による沈下が著しい防潮堤 1.5km については、地盤改良による沈下対策を実施する。
- b ニロック（尼崎閘門）西側の防潮堤において、沈下対策工事を平成 26 年度から先導的に実施している。

C 陸閘等の改良（遠隔操作化）

既設の陸閘や樋門等について、遠隔操作化を図る（平成 27 年度完成）。

D 避難誘導スピーカーの整備

津波遡上のおそれのある河川や港湾の親水施設等において、利用者が速やかに避難できるよう、避難誘導を促すためのスピーカーを整備する。



出典：津波防災インフラ整備計画 令和2年7月兵庫県

2 津波、高潮からの防護のための施設及び閉鎖体制を整備する

(1) 施設整備等の方針

ア 海岸保全施設等の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、堤防等の耐震性の点検や計画的な補強・整備、水門等の遠隔監視（監視カメラ等）等の施設整備を促進する。

イ 海岸保全施設等の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や水門等閉鎖体制の確立等、施設の管理の徹底を行う。

また、水門等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

ウ 海岸保全施設等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 施設の管理体制

兵庫県尼崎港管理事務所と連携協力し、次の対策を行う。

ア 海岸保全施設等電動化の推進

津波防御対策として、平成28年度に重点整備地区における海岸保全施設等の電動化及び遠隔化について整備が完了。

イ 海岸保全施設等閉鎖の励行

操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で海岸保全施設等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

ウ 海岸管理者等の責務

海岸保全施設等の機能管理に努めるとともに、関係者が海岸保全施設等の操作方法を熟知できるよう訓練等を実施する。

エ 左門橋（右岸）防潮鉄扉の封鎖

津波、高潮への防護として、兵庫県と連絡連携を行い、兵庫県の指示により、確実に操作を行うものとする。また、災害時に円滑に操作を行うため、平常時から兵庫県は施設の管理上、必要な点検を行うとともに、尼崎市については、兵庫県と合同で操作訓練を行い、事前に備えておく。

第3節 公共施設を整備する

項目		担当
1	交通ネットワークを整備する（道路、橋りょう）	兵庫県、都市整備局
2	緑を創出する（公園緑地）	都市整備局
3	河川機能を整備する	兵庫県、都市整備局
4	内水排除を行う	公営企業局、都市整備局
5	港湾機能を整備する	兵庫県、都市整備局
6	消防水利を整備する	

1 交通ネットワークを整備する（道路、橋りょう）

災害時の交通の確保は、災害対策上重要な意義をもつもので、都市計画道路の新設、改良、15m以上の道路橋の耐震化、既設道路の改良等一貫性のある道路交通体系の確立を図るとともに関連事業を勘案して総合的な事業を推進しなければならない。

(1) 道路、橋りょうの現況（資料Ⅰ（3-3 道路現況総括表、3-4 橋りょう現況表）参照）

本市の道路現況は、実延長 904.6 kmである。また、橋りょうについては、760 橋あり、100%永久橋化され、河川の増水による橋りょうの流失を防止している。

(2) 事業計画

ア 一般市道

市内一円：一般道路舗装補修

イ 都市計画道路

路線名	幅員×延長(m)	事業期間	事業箇所
園田西武庫線（御園工区）	15～38×909	H8～R7	塚口本町外
園田西武庫線（藻川工区）	15～22×564	H22～R8	東園田外
尼崎宝塚線（阪急立体工区）	18～53×610	H28～R10	南武庫之荘外
園田豊中線	16×201	S57～R7	東園田町
尼崎伊丹線（阪神尼崎北工区）	27～37×388	H30～R12	御園町外
常光寺難波線（波洲橋）	15×66	R4～R9	東難波町

ウ 橋長 15m以上の道路橋 45 橋の耐震化の向上

2 緑を創出する（公園緑地）

公園緑地は、災害時の市民の重要な避難場所、避難路として機能すると同時に、応急仮設住宅の建設用地、応急救助活動、物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。このため、都市防災の観点から、都市公園の整備、緑地の保全を推進し、都市の防災強化に努める。

(1) 都市公園の整備

都市公園は、良好な環境保全、景観形成や文化・レクリエーションの場としての機能を持つと同時に、災害時の避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、都市公園については、その配置と規模、大火災時の輻射熱の遮断など

を十分に考慮して、整備を図るとともに、延焼防止効果のある樹木の配置や耐震性防火水槽、雨水利用施設などの整備により、防災機能の強化を図る。

(2) 緑地の保全、整備（資料Ⅰ（3-5 公園種別表）参照）

緑地は、火災の延焼防止のための遮断帯、緩衝帯として防災上重要な役割を担っている。このため防災的な観点から緑地を積極的に保全していく。

(3) 事業計画

公園緑地整備事業

3 河川機能を整備する

(1) 河川の概要と整備状況

ア 市内を流れる河川のうち1級河川は、淀川水系、猪名川（4.6km）、藻川（4.3km）、神崎川（2.67km）、左門殿川（2.25km）、中島川（2.98km）、旧左門殿川（2.28km）、庄下川（7.79km）、昆陽川（3.45km）、伊丹川（0.65km）、富松川（1.93km）、昆陽川捷水路（0.66km）、旧猪名川（1.48km）、上坂部川（1.38km）、空港川（0.4km）で総延長は36.82kmであり、2級河川は蓬川（2.42km）、武庫川（9.88km）、天王寺川（0.45km）で総延長12.75kmである。

イ 本市内の主要な水路についても、浸水防止対策の一貫として、地域の排水施設整備を行っている。その主なものは、次のとおりである。

① 浜田排水路 ② 西富松排水路 ③ 久々知排水路 ④ 今北排水路 等

ウ 庄下川など市民に親しまれる河川、水路の整備に取り組み、その護岸は水辺に接近できる構造とし、平常時においては水に親しむことができ、災害時には、防火、雑用水等として流水を利用できるよう整備を進める。

(2) 整備方針

ア 集中豪雨、台風時の高潮等の水害、宅地開発による市街化の進展などに伴う雨水流出量の増大に対処し、浸水被害を防止するための河川改修、地震水害の防止を図るため、河川施設等について津波の河川遡上対策や耐震化を含めて整備に努める。また、透水性舗装や雨水貯留池などの雨水流出抑制施設を設置し、市域内における保水・遊水機能を高めるなど、総合的な治水対策を促進する。

イ 河川、水路は、親水機能の整備に加え、災害時には防火、雑用水等として流水を活用できるよう整備に努める。また、河川、水路沿いの延焼防止機能の確保とあわせ、都市緑化事業を推進し、「みずとみどりの防災ネットワーク」の形成を図る。

ウ その他（猪名川河川事務所）

河川堤防や河川防災ステーション等が、一時的な避難場所、避難路として住民の避難にも活用が見込まれる場合に、その機能が有効に発揮できるよう次の項目に取り組む。

A 堤防拡幅、堤防浸透対策等の避難路としての安全の確保

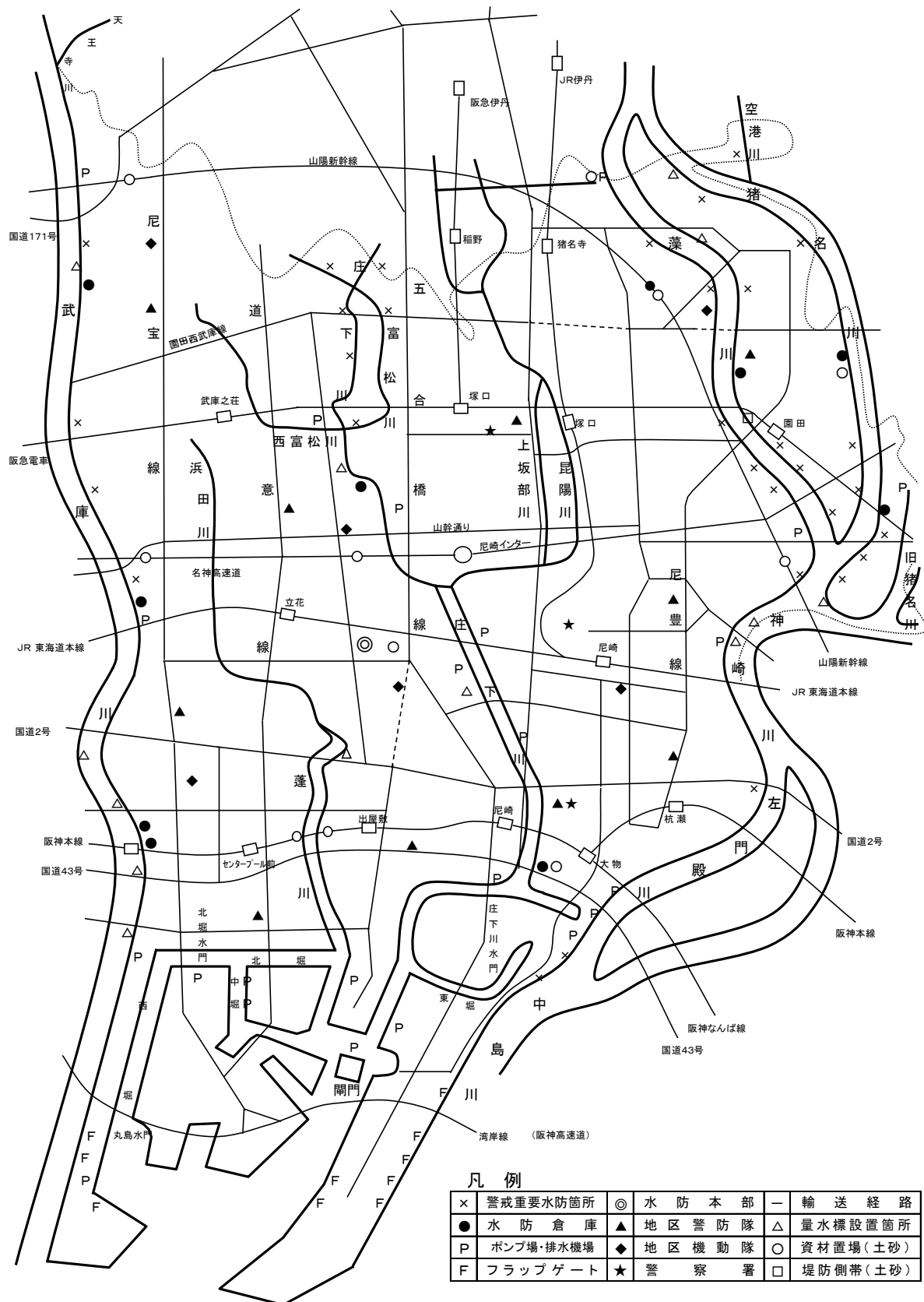
B 堤内地道路からの通路の整備

C 立体交差橋梁への緊急用接続道路の設置

D 河川防災ステーションや水防拠点などでの情報提供の充実

E 資材置き場、公園等を防災拠点として整備（嵩上げ）し、水防拠点等としての活用を検討

尼崎市内河川特別警戒箇所図



4 内水排除を行う

(1) 公共下水道事業計画

ア 本市の公共下水道事業計画は、市域面積のうち 4,055ha を処理区として、処理場 2 か所、ポンプ場 9 か所、管渠延長約 1,069km を計画している。また、県施行の武庫川下流域下水道計画は、処理場 1 か所、ポンプ場 2 か所（本市域内）の配置を計画している。

イ 本市は地形的に平坦で低地盤であるため、浸水対策として事業着手し、一部の分流式区域を除いて、汚水と雨水を同時に排除する合流式を採用して施設の整備を進めている。

雨水の排水については、6 年確率降雨強度（時間降雨量 46.8 ミリ）に対応した管渠、ポンプ場の能力の整備を図ってきたが、今後は市街化の進展による雨水流出量の増加や局地的な大雨に対応するため、10 年確率降雨強度（時間降雨量 51.7 ミリ）対応の下水道施設の整備を進める。（資料Ⅰ（3-7 尼崎市公共下水道整備計画図、3-8 尼崎市内内水排除施設等位置図）参照）

ウ ポンプ場からの放流先は、外水域である武庫川、藻川、神崎川への放流と内水域である庄下川へ放流している。また、庄下川への放流は下流の港湾域で外水域へ再度放流している。

なお、公共下水道計画区域以外の区域（南部工業地域）の雨水排水は、本市の抽水場（小さなポンプ場）または事業者の自己排水によって行っている。

エ 本市の公共下水道事業は、市域面積のうち 4,055ha の事業認可を受けており、現在の施工延長及び整備率は以下のとおりである。

令和 5 年度までの施工延長 1,070km

令和 5 年度までの整備率 99.9%

(2) 排水機場計画

大阪湾朔望平均満潮高（T.P. +0.8m）より低い地域を約 1/3 も有する本市では東南部海岸地帯を防潮堤で囲まれていることから、市の中央部を流れる庄下川や蓬川の下流では、平常時、外海の水位より内水域の水位が低くなっている。

このため、自然流下では排水できず、閘水門閉鎖時の堤内の雨水はすべて排水機場（県管理）で外海域へ排水している。

庄下川、蓬川の河川計画では、河川の容量、断面計画のほか、排水機場の整備計画を定めている。

(3) 施設の現況

資料Ⅰ（3-8 尼崎市内内水排除施設状況表）参照

(4) 治水対策を総合的に推進する

頻発する記録的な集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減するため、兵庫県の総合治水条例に基づき、従来の河川下水道対策に加え、雨水の一時的な貯留や浸透によって流出を抑制する流域対策、人命を守り被害を小さくする減災対策を組み合わせた「尼崎市総合治水対策基本ガイドライン」を策定している。

このガイドラインに基づき、総合治水に係る施策を実施する。なお、施策の実施にあたっては、国及び兵庫県と連携し効果的に実施する。

5 港湾機能を整備する

(1) 海岸港湾施設の現況

ア ニ崎市南部海岸地帯の防潮堤は、昭和 25 年 9 月に来襲したジェーン台風直後に計画され、昭和 29 年に完成した。この閘門式防潮堤は、海岸堤に 2 基の閘門と 1 基の水門を設け、西は武庫川左岸下流端と東は中島川右岸下流端を結ぶ位置にあり、延長は 12.4 km である。

イ ニ崎港区の内港は、防潮堤により囲まれているため、高潮等の災害からほぼ完全に防御されているが、防潮堤に設置された閘水門のため 1,000 トン以上の船舶は内港に入れず、大阪港、神戸港を中継して荷役を行ってきた。このようなことから防潮堤外に埋立地を造成し、1 万トン級の船舶が着岸できる公共岸壁 3 バース（水深－10m 延長 540 m）が整備されている（うち 1 バース 170m は休止中）。更にフェニックス埋立て地に 3 万 t 級の船舶が接岸できる公共岸壁 2 バース（水深－12m、延長 480m）が完成し、供用されている。また、東側にも新たに公共岸壁 3 バース（水深－5.5m、延長 300m）が整備され、一部供用されている。

ウ なお、第 1 閘門は昭和 29 年度、第 2 閘門は昭和 39 年度に完成し、その後の地盤沈下の影響や老朽化に伴い、昭和 61 年度から海岸整備計画の中で改修工事が進められ、平成 6 年度に新第 2 閘門が供用開始され、新第 1 閘門が平成 14 年 3 月に完成した。引き続き、尼崎市臨海部を高潮浸水から守る尼崎閘門の他、丸島水門をはじめとする防潮施設を集中的に監視制御するために集中コントロールセンターの建設に着手し、平成 17 年 3 月に完成した。また、本港を風波より防護するため、直轄事業として丸島地区沖合いから西宮沖に向かって整備を進められてきた西宮防波堤 4,429.7m が平成 3 年度に完成した。

(2) 事業計画

ア 大阪高潮対策事業により、中島川、左門殿川及び蓬川は護岸改修工事が完成した。庄下川については護岸改修工事が進められている。また、武庫川左右岸の護岸天端高は T.P. +5.2m～6.4m となっているが、長期計画として河床掘削がある。平成 12 年度より神崎川についても長期計画で河床掘削を行っている。

イ 平成 30 年台風第 21 号で浸水した地区（堤内地）は、緊急対策として令和 3 年度までの 3 か年で再度災害防止対策に取り組むとともに、今回、浸水被害がなかった海岸、河川においても、高波条件等の見直しを行った上で、計画的に対策に取り組む。（令和 2 年度に「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」を策定）

6 消防水利を整備する（資料 I（3-9 防火水槽現況表）参照）

地震時には、地盤の変動による水道管の破損等により、消火栓の使用が制限されることが予想されることから耐震性防火水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の充実と機能の確保を図る。

(1) 指定消防水利の増設

池、水槽等消防の用に利用できる施設の所有者等の承諾を得て、常時使用可能化を図るとともに、機能の保持に努める。

(2) 自然水利の確保

河川、水路について、災害時には消防水利として流水を活用できるよう努める。

第4節 ライフラインを整備する

項目		担当
1	水道施設を整備する	公営企業局
2	下水道等施設を整備する	公営企業局、都市整備局
3	交通施設を整備する	西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪神バス株式会社
4	電力施設を整備する	関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社
5	ガス施設を整備する	大阪ガスネットワーク株式会社
6	電気通信施設を整備する	西日本電信電話株式会社兵庫支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社

1 水道施設を整備する

水道は公衆衛生の向上に資することはもとより、健康で快適な市民生活、都市の諸活動の基盤として不可欠のものである。

このため、水道施設は災害による被害を未然に防ぐため、今後も施設整備を進め、より災害に強い水道施設づくりを目指す。

(1) 計画目標

水道施設を災害に強くするため、今後とも施設の整備・改良を進めるとともに、災害時の浄水場の貯水能力の確保を図る。

(2) 施設の整備

ア 取水・導水・配水施設などの各施設については、計画的に施設の整備・改良を進める。

イ 配水管については、計画的に布設替を実施する。

ウ 浄水場の施設更新にあたっては、事故災害時に備えるため、浄水場の貯水能力の確保に努める。

(3) 工業用水道施設については、上水道施設に準じた整備を今後も進めていく。

(4) 兵庫県水道災害相互応援に関する協定等に基づく相互応援協定

県内の各市町及び各水道事業者において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」及び「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

2 下水道等施設を整備する

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため不可欠な施設である。このため、下水道等施設の被害を最小限にとどめ、その機能と安全確保の体制を整備しておく必要がある。また、緊急時において処理水の有効利用ができるような整備を図る。

(1) 管路施設の整備

ア 面的に広がる管路施設は、管渠の接合方法、基礎工法の現状から、地震時においては地盤の軟弱な地域、地盤急変箇所において被害が予想される。このため、幹線管渠につ

いては、変位を吸収する措置などにより耐震性の向上を図るとともに、枝線管渠については、震災時に補修の容易な構造とし、点検などにより危険箇所の早期発見と修理、復旧対策に重点をおいて対処する。

イ 液状化が発生するおそれのある地域においては、樹脂性管材を使用すると共に、埋め戻しには良質な埋め戻し材料を用いる。

(2) ポンプ場、処理場の整備

ア ポンプ場、処理場の耐震診断結果を踏まえ、計画的に耐震補強工事に取り組む。また、処理場の高度処理化事業等の大規模改良・改修工事に合わせ施設の耐震化に取り組む。

イ 各構造物間の連絡配管、配電線路などが、構造物と接続あるいは貫通する部分など、著しく構造形態が変化する部分については、不等沈下に追従する可とう性と伸縮性を有する継手を採用する。また、機器類の転倒壊などによる損傷を未然に防ぐよう整備に努める。

ウ 遠方制御、自動制御運転が不能の場合、機側（現場）運転操作に即座に切り替えることになるので、平常から機側（現場）運転操作の習熟に努める。

エ 非常用発電機、ポンプ用ディーゼル機関は長期間の運転に備え整備し、燃料・冷却水の確保に万全を期す必要があり、平常から体制を整えるように努める。また、特別高圧鉄塔等の損傷で長期の停電に備え、非常用発電機の容量も考慮する。

オ 断水に備え、常に冷却水は満水になるように定水位弁により所要水量を確保できるように努める。また、二次処理水の再利用により冷却用水を確保することもできるので、緊急時の対応策を講じておく。

カ 公共水域への汚濁防止とライフラインへの影響を最小とするため、応急復旧に必要な予備品、資機材の整備と補充に努める。

(3) 処理水の有効利用

緊急時において処理水や貯留雨水などを防火用水、雑用水として利用できるよう検討し、下水道資源の多目的な有効利用を進める。

(4) 事業所等の除害施設等の指導・監視

工場、事業所等の除害施設に対しても耐震設計及び排水機能の確保等の指導に努め、地震緊急措置・対策についての緊急連絡方法について周知徹底を図るよう指導する。

(5) 下水道施設の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。

3 交通施設を整備する

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

ア 計画の方針

列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

イ 一般施設防災対策

防災施設の維持、改良は、概ね次の事項について計画する。

- A 橋りょうの維持、補修並びに改良強化
- B 河川改修に伴う橋りょうの改良
- C 法面、土留めの維持、補修並びに改良強化
- D 建物等の維持補修
- E 通信施設の維持、改良
- F 排水溝の維持、改良
- G 空頭不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落防止の推進
- H 線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
- I その他防災上必要なもの

ウ 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれがある場合に必要な次の計画を策定する。

- A 気象観測器の整備及び観測報告
- B 地震計の設置と監視体制の強化
- C 警戒発令基準を地域気象条件により定める。
- D 災害時の配備体制の確立
- E 各施設の警備計画の作成、要注意箇所に対する整備方法、列車運転規制計画等の周知徹底を図る。
- F 災害応急、復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画をたてる。
- G 社員の非常招集計画及び訓練計画をたてる。

エ 地震対策計画

- A 施設、設備の耐震性の確保
耐震性を考慮した線区防災強化を推進して耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。
- B 地震計の設置（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）
線路の近傍に地震計を設置し、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。
- C 列車防護装置の設備（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）
地震情報早期伝達システムにより、地震発生と同時に無線により地震発生情報を伝達する。

(2) 阪急電鉄株式会社

ア 災害予防計画の方針

災害を予防するため、列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し鉄道施設の維持改良に努めるとともに防災体制を整備しておく。

イ 鉄道施設の維持改良計画

- A 橋りょうの維持、補修並びに改良強化
- B 河川改修に伴う橋りょう改良
- C 法面、土留擁壁等の維持、補修並びに改良強化
- D 建物等の維持、補修並びに改良強化
- E 電線路支持物等の維持、補修並びに改良強化
- F その他防災上必要な設備改良

ウ 災害警備体制の確立

- A 気象観測機器の整備
- B 地震計の設置と監視体制の強化
- C 災害時の配備体制の確立

- D 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- E 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- F 防災訓練の実施

(3) 阪神電気鉄道株式会社

災害を予防するため、鉄道施設の維持、改良に努めるとともに、次の事項の防災体制を整えておく。

ア 鉄道施設の保守改良

- A 橋りょうの維持、補修並びに改良強化
- B 河川改修に伴う橋りょう改良
- C 法面、土留めの維持、補修並びに改良強化
- D 建物等の維持、補修並びに改良強化
- E 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- F 桁下空間不足による橋げた衝撃事故の防止
- G その他防災上必要な設備改良

イ 災害警備体制の確立

- A 気象観測機器の整備
- B 地震計の設置と監視体制の強化
- C 災害時の配備体制の確立
- D 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- E 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- F 防災訓練の実施

(4) 阪神バス株式会社

災害時における路線バスの運行途絶は、市民生活に与える影響が大きいため、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る。

ア 施設等の保安体制確立

- A 停留所施設等
応急修理ができる体制を確立する。
- B 給油施設
消火器設置等の保安体制を確立する。

イ 防災教育の実施

阪神バス株式会社において、随時、従業員に対し、災害時における職員の果たすべき役割及び具体的措置等について教育を行う。

ウ 防災訓練の実施

本市が実施する地震防災訓練に積極的に参加するほか、情報伝達等の訓練を行う。

4 電力施設を整備する

電力施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

(1) 関係機関との相互連携協力体制の構築

ア 自治体との協調

平常時には地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等との緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

- A 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

B 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- a 災害に関する情報の提供及び収集
- b 災害応急対策及び災害復旧対策

イ 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

ウ 他電力会社との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

エ 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力および関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討、協力する。

オ 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ① 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結
- ② 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結
- ③ 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携
- ④ 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施
- ⑤ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- ⑥ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- ⑦ 他のライフライン事業者や報道機関等との災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

(2) 防災教育

関西電力および関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講習会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(3) 防災訓練

関西電力および関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

(4) マニュアル類の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(5) 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力および関西電力送配電は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

ア 水害対策

A 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

B 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

イ 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

A 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

B 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

C 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

A 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

B 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

C 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

オ 雷害対策

A 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置および接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

B 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

C 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

カ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

キ 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

ク 震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基いて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分Ⅰ	火力発電設備 〔LNGタンク 油タンク〕	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人名に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人名に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分Ⅱ	発電設備 (区分Ⅰ除く) 流通設備 電力保安通信設備※	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行うこと

※通信事業者から提供を受ける保安通信回線も含む

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。

なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

A 地震動への対応

a 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

b 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

c 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重は、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

d 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

B 津波への対応

a 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

b 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

c 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

d 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

(6) 防災業務施設および設備の整備

関西電力および関西電力送配電は災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

ア 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

A 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

B 潮位、波高等の観測施設および設備

C 地震動観測設備

イ 通信連絡施設および設備

A 通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

- a 無線伝送設備
 - I マイクロ波無線等の固定無線回線
 - II 移動無線設備
 - III 衛星通信設備
 - b 有線伝送設備
 - I 通信ケーブル
 - II 電力線搬送設備
 - III 通信線搬送設備、光搬送回線
 - c 交換設備
 - d IPネットワーク回線
 - e 通信用電源設備
- B 情報収集伝達体制の強化
- 夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。
- C 非常用電源設備
- 復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。
- なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。
- D コンピューターシステム
- コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。
- 特に電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。
- E その他災害復旧用施設および設備
- 重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。
- (7) 復旧用資機材等の確保および整備
- ア 復旧用資機材の確保
- 本店、支社等および業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- イ 復旧用資機材等の輸送
- 平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- ウ 復旧用資機材等の整備点検
- 平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。
- エ 復旧用資機材等の広域運営
- 平常時から復旧用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

カ 復旧用資機材等の仮置場

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(8) 電気事故の防止

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

ア 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ 広報活動

A 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
- f 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- g 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- h 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- i その他事故防止のため留意すべき事項。

B PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

C 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設ならびに人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(9) 安定的な電力供給に向けた連携強化

県、関西電力送配電は、倒木等により送配電網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相

互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市町との協力を努めることとする。

5 ガス施設を整備する

ガス施設については、災害による被害を受けにくく、また、被災しても機能全体が停止せず、迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

(1) 防災システムの強化

ア 保安通信設備

A 本社を中心にして、データ転送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

B 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施する。また、ポータブル衛星通信設備を6か所に配置している。

C 万全を期するため、バックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロール可能にする。

イ ガス管の「地震被害予測システム」を独自に開発、導入

地震計から無線で届いた揺れのデータや事前に入力しておいた地盤情報などからガス管の被害状況を予測するシステムを独自に開発導入している。

ウ 地震計の設置

地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために、当社の施設や設備を中心に最新式の地震計を設置している。(停電時用のバッテリーも装備している) 全社で3,300か所に設置した地震計の情報は、無線通信によって本社の中央指令室と京都の中央指令サブセンターに転送され、速やかで適切な対応に役立てる。

エ ガス管の「地震被害予測システム」の開発・導入

地震計から無線により集約したデータや事前に入力してある地盤情報等から、ガス管の被害情報を予測するシステムを開発し、導入している。

オ 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話を、本社を含めて各府県の事業所に設置しており、有線不通時にも社内の連絡通信、各地域の災害対策機関との通信を確保する。

カ 導管網ブロック化

A 大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生のおそれがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。

B このブロック化には、地形に合わせて分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、局所的対応を容易にするために、さらに細分化したミドルブロック(中圧B導管)、リトルブロック(低圧導管)がある。

C スーパーブロック、ミドルブロックについては、本社中央司令室及び京都中央司令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。

キ 緊急時のガス供給停止システムを強化

緊急時に遠隔操作でガス供給をストップできるシステムを設置しているほか、設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止するシステムを設置している。

ク マイコンメーターの設置

大地震発生時に、メーターで自動的にガスを遮断して、お客様設備の安全を確保するマイコンメーターの設置は、家庭用、業務用のほぼ全てのお客様に設置している。

(2) 防災体制の整備

ア 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行う。

イ 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、定期的に全社規模での訓練を実施する。

(3) その他

ア 復旧作業を効率化する技術を向上

震災後の復旧作業で威力を発揮した管内テレビカメラをはじめ、ガス管の損傷箇所をより早く正確に見つける技術、ガス管の中に入った水・土砂をすばやく取り除く技術などの改良、開発を行った。

イ 病院などへの代替エネルギー供給

病院や防災拠点など社会的重要な施設に対して、都市ガス供給が復旧するまでの間、代替エネルギーをより早く、より計画的にお届けできるよう体制を整えている。

6 電気通信施設を整備する

災害対策基本法により電気通信事業者がとるべき災害対策に関する措置について、基本となる事項を定める。

(1) 西日本電信電話株式会社の取組

西日本電信電話株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

ア 施設の保全及び耐震性の強化

A 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準を満足するよう設計している。また、診断及び補強も実施する。

B 所内設備

a 機械設備

建物に設備している交換機、伝送設備などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施する。

b 電力設備

電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から成る。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現について検討を行う。

C 所外設備

架空ケーブルの地中化を計画的に推進する。

イ 災害対策用機材の整備・点検

A 通信途絶用無線網の整備

- B 有線不通時における内閣府中央防災無線による国等防災関係機関との通信確保
 - C 災害対策用機器の整備・充実
 - D 復旧機材の備蓄
- ウ 防災訓練の実施
- A 災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに市が主催する防災訓練に積極的に参加する。
 - B 演習の種類
 - a 災害対策情報伝達演習
 - b 災害対策演習
 - c 大規模災害を想定した復旧対策演習
 - C 演習の方法
 - a 広域規模における復旧シミュレーション
 - b 事業所単位での参集・情報伝達演習
 - c 各級防災機関における総合防災訓練への参加

第5節 災害情報網を整備する

項目		担当
1	災害通信手段を整備する	危機管理安全局、消防局
2	市民への情報伝達体制を推進する	危機管理安全局、秘書室、消防局
3	災害情報システムを整備、拡充する	危機管理安全局、総務局、消防局
4	非常通信訓練を実施する	各局

1 災害通信手段を整備する

(1) 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の整備を行い、その保守管理を徹底する。

(2) 通信手段の多様化

携帯電話等の無線電話の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

(3) 防災行政無線等の整備・拡充（資料Ⅰ（3-10 防災行政無線設備現況表）参照）

災害における、情報の収集、連絡活動を迅速的確に行うとともに、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の整備・拡充を行う。

ア 防災行政無線の整備

災害時及び平常時における情報連絡網の整備を図るとともに、災害時における市民の避難誘導が適切に行えるよう、避難場所、避難路の整備計画等に合わせて設置を推進する。また、他の情報伝達手段との整合を図り、伝達すべき情報内容及び活用方法について調査研究を行う。

A 同報系システム

- a 基地局（市役所本庁舎）
- b 遠隔制御器
- c 拡声受信機
- d 戸別受信機

B 移動系システム

- a 指令局
- b 半固定局
- c 携帯局

イ 兵庫衛星通信ネットワーク及びフェニックス防災システム（災害対策総合情報ネットワークシステム）の運用

防災関係機関との災害情報の伝達及び収集の充実を図るとともに、兵庫衛星通信ネットワーク地球局を活用し、映像通信、データ通信等の効率的な運用を推進し、総合的な防災情報ネットワークシステムを確立する。

(4) 消防通信の適正運用

消防・救急デジタル無線等による消防通信の円滑な運用を図り、その維持管理を徹底する。

(5) 無線従事者養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、陸上無線技士を養成し、その適正配置に努め、災害対策本部設置時の即応体制の充実を図る。

2 市民への情報伝達体制を推進する

市民への情報伝達体制を次のように推進する。

- 1 防災行政無線の活用
- 2 ケーブルテレビ（ベイ・コミュニケーションズ）の活用
- 3 携帯電話やメール機能（「尼崎市防災ネット・防災アプリ」、「緊急速報メール」）、ホームページ、SNS、Yahoo!防災速報、Yahoo!JAPAN アプリ等の活用
- 4 市報等の発行による広報
- 5 Lアラート（災害情報共有システム）等を活用した報道機関を通じての広報
- 6 Jアラート（全国瞬時警報システム）の運用（国が発表する津波警報、緊急地震速報等の時間的余裕のない緊急情報を、通信衛星を用いて受信後、防災行政無線を自動起動させ、屋外拡声器等から瞬時に伝達する）
- 7 庁内車両による広報（拡声器付き）
- 8 災害情報電話サービスの活用
- 9 防災情報伝達システムの活用（地域の共助の担い手、福祉事業所、幼稚園、保育所に配付）

3 災害情報システムを整備、拡充する

(1) 災害情報システムの整備等

災害時には、被災情報、対策情報等の各種情報を迅速かつ的確に収集して正確に処理することは、災害の予防、応急対策、復旧対策等の防災活動を効果的に実施する上で必要不可欠である。本市においては、気象の予警報、降雨量、河川水位の監視、道路冠水等の情報収集システムや防災行政無線・消防無線等の防災情報通信施設の整備を進めているが、今後もこれらの各種災害情報システムの整備、充実に努めていく。（資料Ⅰ（3-11 消防指令管制システム通信設備現況表）参照）

(2) 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要な重要な行政データの喪失に備え、定期的にバックアップ対策を行い、遠隔地等で保管するなど、データの喪失を最小限に抑制する。また、一部のサーバーにおいてデータの保管体制が確立されていないものについては、その体制整備の検討を行う。

4 非常通信訓練を実施する

市及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

第6節 気象等観測施設を整備する

項目		担当
1	気象観測機器を配置する	危機管理安全局、消防局
2	気象観測網を整備、運用する	

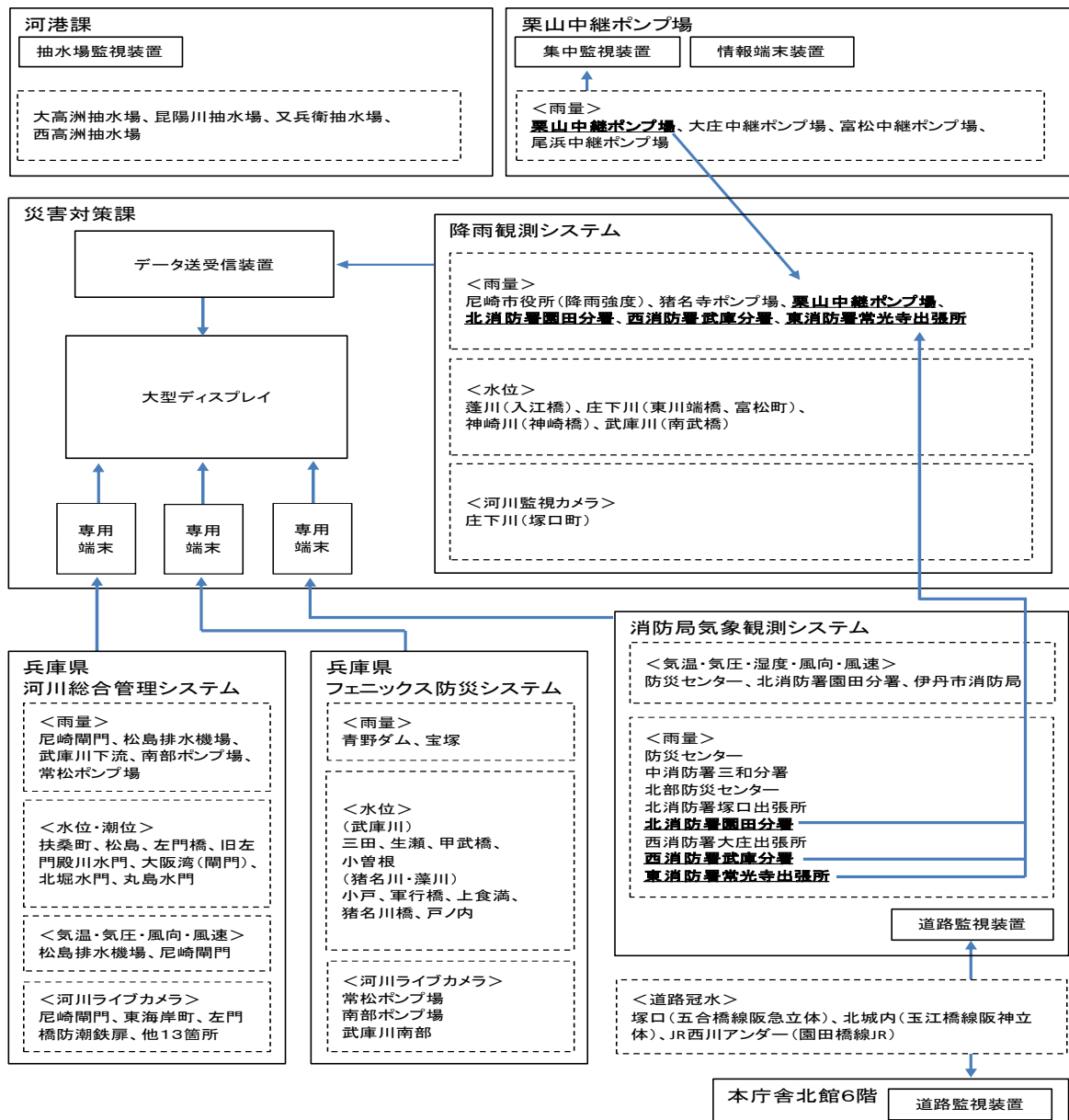
1 気象観測機器を配置する（資料Ⅰ（3-12 気象観測機器配置状況表）参照）

気象観測機器を市内各所に配置する。

2 気象観測網を整備、運用する

気象観測機器は、消防指令管制システム及び降雨観測システム運用の中で風向計、風速計、温度計、湿度計、雨量計等の整備をおこない、集中管理による気象状況の把握ができるよう保守管理する。

また、兵庫県河川総合管理システム、兵庫県フェニックス防災システム及び消防局気象観測システムの導入による気象観測網の整備を行う。



第7節 消防予防を行う

項目		担当
1	出火を防止する	消防局
2	初期消火を行う	
3	消防力を充実する	
4	消防水利施設を充実する	消防局、都市整備局
5	消防活動対策を行う	

1 出火を防止する

(1) 火気使用設備・器具の安全対策等

複雑化する都市機構の中で、出火要因を限定することは極めて困難である。従って、身近な火気使用設備・器具の安全対策を推進するとともに出火防止の必要事項について広く市民に広報するなど、次の安全指導を図っていく。

ア 液体燃料を使用する器具の安全措置

- A 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用する。
- B 地震等により容易に転倒または転落しないよう耐震措置を講ずる。
- C 移動式の石油ストーブにあつては、ア・イによるほか自動消火装置または自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用する。

イ 気体燃料を使用する器具の安全措置

- A プロパンガス容器は鎖等により転倒防止措置を講ずるとともに、不使用時には容器バルブを閉鎖する。
- B 都市ガスの屋外のガス元栓は不使用時には閉鎖する。

ウ 固体燃料を使用する器具の安全措置

ア～A及びBによる。

エ 石油類、ガス類その他の引火性、発火性物品の安全な保管場所の確保及び転倒、落下による出火を防止するための措置

オ 火気使用場所及びその周辺の不燃化、難燃化の促進

カ 地震時の火気使用に関する安全行動の習慣化

キ 火気を使用する事業所の査察強化及び施設の実態に則した消防訓練の実施

(2) 危険物施設等の安全対策

危険物施設は、出火のみならず延焼要因ともなり、従来から立入検査や指導等により安全対策を進めているが、地震発生時に備え、次により安全指導を図っていく。

また、沿岸部の危険物貯蔵所等の立入検査等により、災害発生時に危険物等の流出のおそれが生じると認められる時は、海上保安庁等の機関へ通報する。

ア 危険物の規制に関する政令等に定める基準による耐震構造、耐震装置の強化充実

イ 消火設備等の整備充実

ウ 発火性・引火性危険物の管理、保管の徹底

エ 移送、運搬、貯蔵及び取扱基準の遵守徹底

オ 火災及び危険物の流出事故の防止対策を強化

カ 危険物保安監督者、危険物取扱責任者及び危険物取扱者免状所有者に対する保安教育の実施

キ 自衛消防組織の強化と地震時の自主的応急体制の確立

ク 大規模石油タンクの液状化対策の指導強化（資料Ⅰ（3-13 危険物施設一覧表）参照）

(3) 化学薬品等の安全対策

化学薬品等を取り扱う学校、病院、研究所及び事業所に対して保管の適正化を指導するとともに、個別的、具体的な安全対策の推進を図る。

ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置

イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置

ウ 化学薬品等収納場所の整理整頓

エ 混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置

オ 初期消火資機材の適正配置

(4) 大規模建築物の安全対策

大規模な百貨店、スーパーマーケット、病院、工場などの建築物及び高層建築物では、地震の発生と同時に外壁・窓ガラス等の落下及びエレベーターによる閉じ込め等により大混乱となるおそれがあることから、消防法第8条及び第36条に基づく当該建築物の消防計画において、地震等による被害の軽減を目的に次の安全対策を重点的とした災害時の応急対策の確立を推進する。

ア 立入検査の重点実施による安全指導

イ 火気使用場所の整理整頓と火気始末の徹底

ウ 商品・陳列物等の転倒落下の防止

エ 消防計画に基づく自衛消防組織の教育訓練

オ 高層及び大規模建築物の固定式消火設備の設置

(5) 高圧ガス施設等の安全対策

ア 高圧ガス施設等の事故は、その事故の大小により被害の程度が異なるが、大量のガスが噴出した場合には、周辺への人身被害、火災による家屋等の被害をもたらす。特に爆発の事故の場合には広範囲に被害をもたらす。そのため、ガス製造事業者等については、自衛消防計画に基づき、広域的災害に対処できるよう消火、応急処置、連絡通報体制を主体とした組織、人員の運用及び教育訓練を実施するよう指導する。

イ 一般高圧ガス消費者等に対する立入検査を強化し、容器の転倒防止措置及びその他の関係法令等に定められた技術基準を遵守するよう指導の徹底を行う。

(6) 放射性物質の安全対策

放射性物質の取り扱いや貯蔵を行う施設、建築物に対して、地震による破壊、火災等の被害を防止するため、施設等の耐震化、不燃化その他防災上必要な資機材等の備蓄を積極的に指導する。

(7) 共同溝・洞道等の安全対策

地下ケーブルを収容している共同溝・洞道等の内容物の不燃化、難燃化及び消火装置等について関係機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進していく。

2 初期消火を行う

(1) 市民の防災行動力の向上

地震時には、防災関係機関の活動が制約されることが予想されることから、地震による被害の防止または軽減を図るため、市民の防災行動力を高め、初期消火の徹底を図る必要がある。

なお、市民の防災行動力を高める防災教育、広報及び防災訓練の内容については、第3章（第13節 防災教育及び防災訓練を行う）に定めるところによる。

(2) 初期消火器具の設置促進

一般家庭からの出火を極力低減させるため、消火器、三角バケツ等の初期消火器具の設置を促進する。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

事業所の自主防災体制の充実強化を図るとともに、住民との連携による町ぐるみの防災体制の確立を推進する。

3 消防力を充実する

大火災または同時多発火災の発生に対処するため、常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、被害を軽減するため、次の計画を推進する。

(1) 消防施設の配置

消防署、消防分署、消防出張所については、都市構成と交通量の増加、道路網の整備等から判断して、速やかに消防車が災害現場に到着できるよう配置する。

(2) 消防機動力の増強（資料Ⅰ（3-14 消防車両整備状況表）参照）

近年の都市化、高齢化といった社会情勢の変化により市域の防災環境は大きく変化の傾向にあり、災害の様態には計り知れないものがある。そのため、年次整備計画を樹立し、消防施設の充実とともに消防用各種資機材の増強整備を図り、消防力の充実強化を推進する。また、消防車両の更新時に最新の装備の搭載を図る。

(3) 消防団消防力の強化

大火災等の災害時、消防隊と一体となって活動する地域の防災活動拠点として消防団分団器具庫を整備するとともに、機動力を発揮するため、基本装備である消防自動車等機械器具の充実を図る。また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団強化を図るための必要な措置を講ずる。

(4) 防災支援隊の充実

ア 防災支援隊との連携

大規模な災害が発生した場合、負傷者に対する応急手当や消防活動への支援を目的とした防災支援隊を拡充し、消防隊との連携のもとに効率的な運用を図る。

イ 活動内容

- A 消防署所の活動支援
- B 災害情報の提供
- C 応急救護活動の支援
- D 消防活動の支援
- E 救助救出活動の支援

4 消防水利施設を充実する

消防水利については、市街地域の拡大や密集化等を考慮し、水利施設の整備を図る。

(1) 消防水利の現況

資料Ⅰ（3-15 消防水利状況表）参照

(2) 消防水利充実方法

ア 消火栓の改良充実

水道管の改良事業にともない消火栓の充実を図るとともに、既設の不良消火栓（流量不足）等を逐次有効消火栓に改良する。

イ 第2次水源の確保

地震その他の原因による断減水の場合、消火栓に代わる水利施設として、防火水槽、プール、池等の水利施設の確保を図る。

ウ 指定消防水利の増設

池、防火水槽等消防の用に利用できるものについて所有者等の承諾を得て、消防水利に指定し、常時使用可能な状態に置くとともに機能の保持に努める。

5 消防活動対策を行う

(1) 路上工作物対策

ア 路上に、みだりに存置または放置されている物件の整理移動については、消防法第3条による屋外火災予防命令をもって措置する。

イ 消防出動路を阻害する工作物等（電柱・へい・商店の出店等）については、交通に支障のないよう関係機関に改善及び取締りを依頼する。

ウ 商店街等の密集地域におけるアーケード、日よけ、その他類似工作物について、消防活動上支障のないよう関係者に行政指導する。

(2) 道路対策

ア 交通渋滞の頻繁な道路について、災害防御活動の支障を排除するため、警察、道路関係者等に道路事情の改善について対策を要求する。

イ 不法駐車による交通障害については、「消防活動の障害となる路上駐車排除対策要綱」に基づき実施する。

ウ 道路工事等の障害については、尼崎市火災予防条例による届出に基づき、消防活動に支障のないよう関係者に措置対策を要求し、または迂回路を事前に考慮し、活動障害の排除に努める。

(3) 踏切ガード対策

本市は、山陽新幹線、JR東海道本線、阪急電鉄、阪神電鉄が市内を東西に、JR宝塚線、阪急伊丹線が南北に縦貫している。これらと交差する消防進行路は、踏切、ガード等により著しい障害を受けている。消防独自の立場から、これら災害出動の障害を排除するため次の対策を講じる。

ア 踏切閉鎖等の支障を排除するため、主要踏切道の立体化の促進を関係機関と折衝する。

イ 火災現場への早期到着のため、踏切閉鎖の事態を考慮して、迂回路について事前に周到な計画を作る。

ウ ガードについては、迂回路もなく消防上重要な場所にあるものについては、道路面の切下げ、拡張及び迂回路の開発等関係機関と折衝し、対策を講じる。

(4) 消防活動障害防止対策

中高層建築物において、火災等の災害が発生した場合に、はしご自動車による人命救助、消火活動等の円滑な消防活動が確保できるよう、道路に架設された、電力線、電話線、電柱及び工作物等による消防活動障害の防止対策について実態を調査し、関係者と協議して改善について対策を進める。

第8節 救護・救援体制を整備する

項目		担当
1	飲料水を確保する	公営企業局
2	食料及び生活用品を確保する	危機管理安全局
3	応急医療体制を整備する	福祉局、保健局、消防局
4	民間企業との協力体制を整備する	各局

1 飲料水を確保する

(1) 補給水の確保

市内の浄水場（神崎浄水場、阪神水道企業団猪名川事業所及び尼崎事業所）3か所の配水池の水を応急給水の水源として確保するほか、防災センター、潮江緑遊公園及び市立小・中学校の耐震性緊急貯水槽（全7か所）から応急給水を行う。

(2) 応急給水拠点等の整備

ア 災害時には被害状況に応じて、市内の小・中学校等に設置している応急給水栓を使用し、応急給水拠点として活用する。

イ 浄水場や小・中学校等を基地とする給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。

ウ 拠点給水は、原則として指定避難場所や生涯学習プラザ、浄水場等において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域の中心となる公共施設等を拠点とし、給水タンクや仮設給水栓による応急給水を行う。また、復旧状況に応じて、消火栓から応急給水を行う。

エ 浄水場や小・中学校等においては、応急給水所及び給水拠点としての整備を図る。

(3) 応急給水用資機材等の整備

高圧給水タンク車、組立式給水タンク、仮設給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材を整備しておく。

2 食料及び生活用品を確保する

(1) 備蓄

災害時には、食料や生活用品の確保が困難になることや、断水や停電、ガス停止等により調理ができなくなることが予想される。このような事態に備えるため、保存用ビスケット（乾パン）、アルファ化米、粉ミルク等の食料及び毛布、トイレ等の生活用品の備蓄について、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、その補充及び更新を行う。

また、避難場所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液、パーティション等の衛生物資の確保・備蓄に努める。

ア 備蓄目標

兵庫県の南海トラフ巨大地震・津波被害想定結果（平成26年6月公表）に基づき、発災当日の想定避難者数をおよそ3万3千人とし、避難者1人あたり1日分に対応する食料等を備蓄する。

2日目以降は兵庫県をはじめ相互応援協定先の自治体からの支援や協定先企業からの調達による流通備蓄等で対応する。

イ 備蓄物資（資料Ⅰ（3-16 備蓄状況）参照）

備蓄物資の種類としては、高齢者や乳幼児、女性、食事制限のある者等ニーズの違いに配慮した品目の見直しを行い、必要数の備蓄に努める。

ウ 各家庭や地域、事業所における食料等の備蓄は、大規模災害によるライフラインの途絶や物流の混乱などを考慮した1週間分程度を目安とする旨を啓発する。

但し、ローリングストック（消費期限等を意識しながら消費し買い足す備蓄）を促進するなど、各家庭や地域、事業所が無理のない範囲で取り組めるよう配慮する。（参考：中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 南海トラフ巨大地震対策最終報告：H25年5月）

(2) 避難場所への備蓄等

ア 指定避難場所

被災者への迅速な援護活動を実施するため、食料等の備蓄を指定避難場所である小学校18か所（各地区3校）及び生涯学習プラザ6か所、防災センター等全26か所に分散配置する。

また、消防用水や生活用水、飲料水等の確保のため、既存プールの改修、新設工事にあわせ耐震性の強化を図るとともに、飲料水等の確保については、指定避難場所である小・中学校に応急給水栓等を順次設置し、災害時における飲料水の供給等に関する協定書に基づき、飲料水等の供給を要請する。

イ 津波等一時避難場所

津波浸水が長期化した場合、停電や断水、道路不通等のライフラインの途絶によって、津波等一時避難場所からの避難者の移動が困難になることが予想される。このため、津波等一時避難場所の機能の向上を図るため、津波等一時避難場所における緊急時のための簡易トイレ等の設置を図るとともに、家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄の推進を図る。

(3) 物資調達体制の確立

ア 民間企業との協定の推進

A 必要な食料や生活用品が不足する場合に備え、主食、副食、日用品及び資機材等の関係業界と協議し、事前に調達に関する協定を締結し、流通備蓄等の調達に万全を期する。

B 上記の調達に関する協定を締結した場合、年1回は、物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。

イ 広域的な物資の調達体制

広域的な緊急物資の調達、受入れ等については、兵庫県に要請し、県の広域防災拠点等を通じて支援を受けるほか、災害時相互応援協定を締結している他の自治体から支援を受けるなど、広域的な相互応援体制を整備する。

ウ 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

国からの物資の調達・輸送については物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を行う。

3 応急医療体制を整備する

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生することが予想され、医療機関においても医療機能の低下が考えられる。

このため、災害時においても応急医療が円滑に遂行できるよう、尼崎市災害時保健医療マニュアルを基に、救護所設置等の体制を確立し、さらに尼崎市医師会等医療関係団体、

市内病院等医療機関の協力のもと、広範な応急医療体制の確立を図る。また、災害時に必要とする医薬品、衛生材料、血液等の調達について、関係機関の協力のもとに必要な量の供給体制の確立に努める。

(1) 医療救護体制の整備

ア 災害により死傷者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合には、公的医療機関、尼崎市医師会等の協力体制が不可欠となる。

現在、医師会による医療救護チームの編成計画は独自に計画されているが、応急医療体制を確実なものとするために、市と医師会・歯科医師会・薬剤師会との間で締結されている災害時における医療業務等に係る協定に基づき多数の死傷者の発生に対応する。

イ 患者の搬送途上における高度な応急処置を実施するため、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

(2) 救護所の設置

救護所は原則として災害地の避難場所または生涯学習プラザ内に設置する体制を整える。また、心のケア対策の一環として、精神保健相談窓口を設置する体制を整える。

(3) 医療資器材等の備蓄

災害の発生後、緊急を要する医療資器材等については、備蓄を推進する。また、尼崎市薬剤師会等との協力により、医療資器材の調達を図る。

(4) 広域的医療体制の整備

ア 医療情報の正確な把握のため、平常時から県及び二次医療圏内で情報交換を行うとともに、兵庫県広域災害・救急医療情報システム及びh-Anshin むこねっと二次救急システム等を活用し、災害時の負傷者の重症度に応じた搬送先を適切に行えるよう広域的な医療体制の整備を図る。

イ 災害時における医療機関及び尼崎市医師会・歯科医師会・薬剤師会との情報交換が適切に行えるよう、協力体制の整備を図る。

ウ 臨時ヘリポートの増設及びヘリコプターによる負傷者等の搬送体制について充実を図る。

エ 他都市との災害相互応援協定の締結を推進し、通常の応援業務に加え、医療スタッフ、医療資器材等の応援を含めた応援体制を整備する。

4 民間企業との協力体制を整備する

平常時から関係団体及び業界との協力体制を整備するとともに、災害時の連携を図るための情報交換を行う。

関係団体	応援依頼業務
土木建設業界	建設重機等の調達
給食関係	給食対象者への給食、職員への給食
レンタカー会社	車両の調達
トラック協会	資材及び物資の運搬
スーパー・百貨店	生活必需品及び食料の調達
物流業界	緊急物資の搬入・搬出、仕分け、保管

第9節 危険物等の安全を確保する

項目		担当
1	危険物保安対策を行う	消防局、危険物製造所等
2	高圧ガス、液化ガス、毒劇物等の保安対策を行う	消防局、高圧ガス関係事業所等
3	放射性物質の保安対策を行う	消防局、放射性物質関係施設等

1 危険物保安対策を行う

消防法に基づく危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、告示、運用指針等によるほか、総務省消防庁、兵庫県危機管理部消防保安課、同災害対策課、県下各市消防本部等と連絡協調し、市内における危険物施設関係者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱責任者、危険物施設保安員（以下「危険物施設関係者等」という。）及び危険物取扱作業従事者と緊密な災害予防の体制を整え、規制業務の円滑な推進を図る。

なお、危険物の規制の主体は、市長であり、その規制事務の執行は、消防局がこれに当たる。

(1) 査察の実施

ア 危険物施設について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないか立入検査を行うとともに、不備欠陥事項については再度立入検査を行い、早期改善を図る。また、沿岸部の危険物施設等の立入検査等により、災害発生時に危険物等の流出のおそれが生じると認められる時は、海上保安庁等の機関へ通報する。

イ 危険物の移送及び運搬中の事故による火災等の発生を未然に防止するため、危険物を移送する移動タンク貯蔵所及び危険物を運搬する貨物自動車の一斉取締りを実施する。

(2) 防災教育・指導

ア 危険物施設関係者等

関係法令及び規制業務執行上の心得と実技等について、予防の具体的方法を指導するとともに、視聴覚両面から効果的な教育を行い、各種災害を想定して、人員、資機材等の有効活用による実災害に即応した訓練指導を行う。また、特殊な危険物災害が発生したときは、その概況と予防措置に関し、また危険物関係法令の改廃のあったときはその要点と具体策等に関し、時期を逸することなく学実両面にわたって教育を実施する。

A 危険物保安統括管理者

危険物施設の規模により事業所の所長、工場長等危険物の保安に関する業務を統括管理する者を消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者に選任し、届出させるとともに、その責務の認識の徹底を図る。

B 危険物保安監督者・危険物取扱責任者

危険物取扱者免状保有者のうち、指導力及び危険物に関する知識の豊富な者を消防法第13条に基づく危険物保安監督者または尼崎市危険物規制規則に基づく危険物取扱責任者に選任し、届出させるとともに、貯蔵取扱関係者に対する指導、監督の徹底を図る。

C 危険物施設保安員

危険物施設（製造所・一般取扱所・移送取扱所）の規模により施設の構造、設備に精通した者を消防法第14条に基づき危険物施設保安員に選任し、これを届出させ

る。危険物施設保安員に対しては当該危険物施設の構造及び設備にかかる保守管理の徹底、災害発生時の処置方法について指導し、事故の未然防止と被害の軽減を図る。

イ 危険物取扱作業従事者

危険物施設関係者等の教育に準じて行う。

(3) 予防規程の作成

危険物施設の規模と実態に応じて、火災その他の災害の発生予防のため、予防規程の作成を指導し、自衛消防組織、保安教育、施設の点検、取扱作業等の自主保安体制の徹底を図る。

(4) 自主防災体制の強化

ア 危険物施設の規模と実態に応じて、自衛消防組織の設置を指導し、危険物災害の予防と災害発生時の初期における防御活動の円滑化を図ることにより危険物災害を防除する。

イ 隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援体制の促進を指導するとともに、消火薬剤、流出油処理剤、中和剤等の備蓄の推進を指導し、自衛消防力を強化する。

(5) 危険物施設等の規制

危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）として許可された施設に対しては、消防法の規定に基づき次の規制を行う。

ア 規制の方針

既存の危険物施設の位置、構造、設備が常に技術基準に適合するよう、その維持、管理及び貯蔵、取扱基準の遵守並びに静電気対策、異常反応の未然防止等について、十分な監督指導を行う。

イ 規制区分

- A 設置及び変更に対する審査及び許可
- B 完成検査前検査
- C 完成の検査
- D 特定屋外タンク貯蔵所等の保安に関する検査
- E 仮貯蔵、仮取扱及び仮使用の承認

ウ 危険物施設の定期点検の実施

施設関係者は、その危険物施設の定期点検を実施し、点検記録を作成し、これを保存しておく。

(6) 警防対策

大量危険物施設の実態調査を実施し、その実情の把握に努めるとともに、科学的根拠によって消防計画を樹立する。また、それに基づく消防訓練を実施し、有事即応の対策を確立する。

(7) 危険物製造所等における対策

ア 危険物製造所等の所有者、管理者または占有者（以下「所有者等」という。）は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 危険物製造所等の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。

ウ 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。

A 自主保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

B 事業所相互の協力体制の確立

危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあつては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

C 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

(8) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いについて

震災による危険物施設の被災及び避難場所等での燃料確保など、臨時的に指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いを、危険物施設以外の場所で行うことが想定されるため、「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（平成 25 年消防危第 171 号）に基づき、円滑な対応とともに適切な安全管理対策を指導し、危険物災害の防止を図る。

2 高圧ガス、液化ガス、毒劇物等の保安対策を行う

(1) 立入検査の実施

立入検査を重点的に実施し、危険な管理状態の改善について指導するほか、尼崎市火災予防条例に基づいて、火気使用設備、電気設備等の位置、構造、設備及び火気使用器具の取扱管理を推進し、また高圧ガス、液化ガス、毒劇物等の貯蔵取扱届出を促進し、対策を検討する。

(2) 消防同意時の指導

消防同意の段階において、防火上の欠陥、消火活動の場合に予想される障害を除くよう指導する。また、その他消防用設備等の設置を適正に指導し、初期消火体制の確立を図る。

(3) 消防計画の指導

消防法第 8 条及び第 36 条の規定に基づく消防計画の作成について、対象物の実態と高圧ガス、液化ガス、毒劇物等の量及び危険性を考慮した指導を行う。

(4) 訓練指導

自衛消防隊の訓練指導等を実施し、その育成を図る。

(5) 警防対策

ア 対象物の規模、構造と高圧ガス、液化ガス、毒劇物等の貯蔵取扱いの実情及び消防水利等の消防事象を総合的に検討し、科学的根拠に基づいた警備計画を作成する。

イ 警備計画に付図として、関係施設の平面図、立面図（側面図）、正面図等を作成し、警備計画に基づいた消防訓練を実施して、有事の場合の適切な火災防御を図る。

(6) 高圧ガス関係事業所等における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(7) 毒物劇物営業者における防災体制の整備

ア 毒物・劇物取扱施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設について、毒物・劇物取扱営業者は、関係 2 法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに施設の保全及び耐震性の強化に努める。

イ 台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物劇物営業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

A 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発表等により事業所が警戒事態となったとき、毒物劇物営業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

B 警戒措置の実施

a 河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する。

b 警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

3 放射性物質の保安対策を行う

(1) 立入検査の実施

関係施設の立入検査に際しては、次のことについて指導する。

ア 放射性物質の管理及び予防措置

イ 関係施設の防火設備、火気管理状況

ウ 関係施設周辺の立入検査及び指導

(2) 消防同意時の指導

消防法第 7 条の規定により同意する場合、次の事項につき指導する。

ア 消火作業時の汚染拡大防止が容易なこと

イ 固定消火装置により放射性物質が飛散しないこと

(3) 消防計画の指導

消防法第 8 条及び第 36 条の規定に基づき、消防計画を作成しなければならない関係施設に対して、次の事項について指導する。

ア 貯蔵取扱い等をする放射性物質の変更届出

イ 火災発生時の放射性物質の所在、危険度の通報

ウ 到着消防隊と連絡要員の指定等

(4) 警防対策

警備計画を消防戦術と火災危険性等を根拠として科学的に作成する。

なお、警備計画は警備計画書及び警備計画図を作成し樹立する。

ア 警備計画書は、放射性物質の性状、消火設備等について明記する。

イ 警備計画図は、平面図、付近見取図に分類して、放射性物質の所在、建物の状況、消防水利等を明確にする。

第10節 要配慮者を守る

項目		担当
1	社会福祉施設等における対策を行う	福祉局、保健局、こども青少年局
2	要配慮者支援対策を行う	福祉局、保健局、こども青少年局、総合政策局
3	外国人等への対策を行う	総合政策局
4	福祉まちづくりを推進する	福祉局、都市整備局
5	女性や子育て家庭のニーズに配慮する	総合政策局、こども青少年局、保健局

1 社会福祉施設等における対策を行う

社会福祉施設等における入所者や通所者の安全を確保するため、日頃から施設の改善や災害時の対応等について防災上安全な対策を講ずる。

市は、各施設における水害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、計画の策定項目が不十分な場合や訓練を定期的に実施できていない場合には、指導、助言を行う。

(1) 防災計画の策定

水害をはじめとする様々な災害時において、社会福祉施設等の入所者・通所者の安全確保、避難行動が円滑に行えるよう、各施設の管理者は、職員の任務分担、動員の体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携を図る体制等について検討し、避難確保計画や非常災害対策計画等の防災計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画に基づき定期的に防災訓練を実施し、災害時において迅速、かつ適切な行動がとれるよう対応の充実を図る。また、訓練により、防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直す。

(3) 施設、設備等の安全点検

施設の倒壊や、火災、収容物の転倒等の二次的な災害を防止するよう、施設や設備の安全点検を常に行う。

(4) 災害時情報共有システムの活用

国の災害時情報共有システム等を利用して施設等の被災情報や利用者の安否状況を市等と共有できるよう、各施設の管理者は、システムの活用方法等について定期的に確認を行うとともに、職員に周知を図る。

(5) 地域住民との連携

平常時から社会福祉施設等の入所者・通所者及び職員と地域住民や自主防災組織等との交流に努め、災害時には、地域住民等の協力が得られるよう、体制づくりを進める。

2 要配慮者支援対策を行う

(1) 対象者の範囲

災害対策基本法では、要配慮者は「高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者」とされ、避難行動要支援者は「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」とされている。

本市では、要配慮者支援対策の対象となる者について、具体的な範囲を次のとおり定める。

要配慮者	避難行動要支援者
介護保険法による要支援・要介護認定者	要介護認定者（要介護 3 以上）
身体障害者手帳を所持する者	身体障害者手帳所持者（1、2 級）
療育手帳を所持する者	療育手帳所持者（療育手帳 A）
精神障害者保健福祉手帳を所持する者	精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級）
難病患者（特定医療費（指定難病）受給者等）	難病患者（特定医療費（指定難病）受給者等）
65 歳以上のみ世帯（一人暮らし・夫婦等）	65 歳以上のみ世帯（一人暮らし・夫婦等）
乳幼児及び妊産婦	上記以外で特に配慮を要する者
上記以外で特に配慮を要する者	

(2) 推進組織の整備

要配慮者支援に関係する各担当課において、庁内横断で要配慮者を支援する体制を整備する。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の整備・更新

ア 要支援者システムを活用し、要配慮者のうち、平常時から自力での避難が困難な避難行動要支援者の所在等を把握し、避難行動要支援者名簿を整備する。

イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な情報は、関係部局が要支援者システムに登録する情報及び市に提出された避難行動要支援者名簿提供に関する同意確認書の記載情報により把握するものとする。

ウ なお、避難行動要支援者名簿の記載事項は、災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項による。

エ 要配慮者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する期間や仕組みを整え、適宜名簿情報の更新に努めるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用には支障がないよう、適切な管理に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の共有・提供

ア 災害時の避難支援等に活用するため、要支援者システムを活用し、避難行動要支援者名簿を庁内関係部局と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難支援等の実施に携わる関係者（町会や自治会、当事者団体、マンション管理組合等。）（以下、「避難者支援等関係者」という。）に提供する。

イ 行政機関以外への避難行動要支援者名簿情報の提供については、守秘義務がある旨の協定等を締結することとする。また、個人情報が無用に共有、利用されないよう指導するとともに、研修会等を実施するなどし、個人情報の適正管理を図ることとする。

(5) 個別避難計画の作成・更新

ア 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難支援等関係者と協力して個別避難計画の作成に努める。

イ 個別避難計画の作成にあたっては、災害リスクの高い地域に居住するなど、優先度の高い避難行動要支援者から順に進め、並行して、要支援者本人やその家族、避難支援等関係者が主体となった個別避難計画の作成にも取り組む。

- ウ 個別避難計画の作成に必要な情報は、関係部局が要支援者システムに登録する情報、市に提出された避難行動要支援者名簿提供に関する同意確認書の記載情報、その他要支援者本人及びその家族、避難支援等関係者、日頃から要支援者の支援に携わる福祉専門職等（以下、「福祉専門職等」という。）からの情報により把握するものとする。
- エ なお、個別避難計画の記載事項は、災害対策基本法第 49 条の 14 第 3 項による。
- オ ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、適切な管理に努める。
- (6) 個別避難計画の共有・提供
- ア 災害時の避難支援等に活用するため、要支援者システムを活用し、個別避難計画を庁内関係部局と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、避難支援等関係者及び福祉専門職等に提供する。
- イ 行政機関以外への個別避難計画の提供については、守秘義務がある旨の協定等を締結することとする。また、個人情報が無用に共有、利用されないよう指導するとともに、研修会等を実施するなどし、個人情報の適正管理を図ることとする。
- (7) 防災についての取組み
- ア 対象者及びその家族の取組み
- A 防災に対する理解を深め、普段から災害時における避難行動を確認するなど対策を講じておくこと。
- B 災害時に近隣の協力が得られるよう、普段から交流を深めること。
- C 地域における防災訓練、講習会等には積極的に参加すること。
- イ 地域住民の取組み
- A 自治会、自主防災組織等において、地域居住の要配慮者の把握に努め、個別避難計画の作成に取り組む等その支援体制を日頃から整備すること。
- B 自主防災組織等は、要配慮者の避難誘導や支援を視野に入れた訓練等に取り組み、対象者及びその家族が参加するよう働きかけること。
- C 災害発生時には対象者の安全確保に協力すること。
- ウ 事業者の取組み
- A 災害時における要配慮者への支援や福祉避難所としての活用などの協定を市と締結する。
- B 施設の耐震化等、事業継続に備えた対策を実施する。
- C 利用者への災害時の支援内容や、避難予定場所などを事前に検討し、利用者やその家族等と話し合いを行うほか、個別避難計画の作成に協力すること。
- (8) 情報連絡手段の整備
- 防災上、通常の音声・言語による手段では情報入手が困難な障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制整備充実、設備または機器の設置の推進その他の情報伝達手段の整備を進める。
- (9) 安全機器の普及促進
- 防災上、介助支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備や自動消火設備等の防災機器の普及を促進する。
- (10) 援護体制の整備
- ア 被災生活が長期化した場合に 24 時間体制で巡回介護にあたる体制や在宅被災の高齢者等の援護対策を進める。

- A ホームヘルプサービスの充実
- B デイサービス事業の充実
- C 地域包括支援センターほか相談支援関係機関との連携強化
- イ 特別養護老人ホーム等との連携

災害時には、緊急入所が必要な要介護者の受入れを行うとともに、在宅者の援護活動の拠点となるよう連携を図る。
- ウ 福祉避難所の設置

災害時における要配慮者対策として、福祉避難所を指定し、要配慮者のうち特に支援を要する者の受入れを行う。
- (11) 災害時に配慮すべき事項
 - ア 多様な情報伝達手段を活用した情報伝達
 - イ 避難行動要支援者名簿、個別避難計画等を活用した在宅要配慮者の確認
 - ウ 条件に適した避難場所の提供及び社会福祉施設等への緊急入所対策
 - エ 避難場所等における要配慮者の把握及びニーズの調査
 - オ 手話通訳者及びボランティア等の協力による生活支援
 - カ 巡回健康相談及び栄養相談等の重点的实施
 - キ 震災復興住宅及び仮設住宅の構造、仕様、入居順位に関する配慮
 - ク 震災復興住宅及び仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
 - ケ 保健・福祉の専門職による相談や継続的な心のケア対策
 - コ 保健・福祉相談窓口の設置

3 外国人等への対策を行う

地理不案内な外国人や市外からの来訪者等について、安心して行動できるような条件、環境づくり、また、災害時における安全の確保を図るため、防災知識の普及等に努める。

- (1) 災害関連情報の外国人等への広報
- (2) 外国語の防災啓発パンフレット等の作成
- (3) 誘導標識や案内板等を外国人等が理解し自ら行動できる条件整備
- (4) 地域全体で支援する体制の形成
- (5) ボランティア通訳の確保
- (6) 多言語音声翻訳アプリの周知・活用

4 福祉まちづくりを推進する

地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努める。あわせて、高齢者や障害者の積極的な社会参加を促進し、だれもが住みよいまちづくりを進めるため、「兵庫県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の趣旨等に基づき、施設等の利便性及び安全性の向上の促進に努める。また、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進に努める。

5 女性や子育て家庭のニーズに配慮する

平常時から固定的な性別役割分担意識をなくす取組が必要であるとともに、災害時には、女性や子育て家庭のニーズに配慮した支援のために、女性を避難場所運営者に含めることや、女性運営者へのアドバイス、妊産婦・乳幼児支援の取組が必要である。

防災・減災における女性センターの役割として、必要な機関との連携や、女性センターの市内外のネットワークなどを活用することにより、次の事項について取り組む。

(1) 災害発生前

- ア 母子健康手帳等に災害への備えについて掲載し、妊産婦へ啓発を行う。
- イ 女性や子育て家庭向けの防災・減災学習を行う。
- ウ 市外の女性センター等からの受援体制を整備する。

(2) 災害発生後

- ア 女性や子育て家庭に役立つ情報提供や相談窓口の設置・運営を行う。
- イ 女性団体や地域の女性グループ等の取組みや支援をコーディネートする。

第11節 ボランティア環境を整える

項目		担当
1	基本的な考え方	—
2	平常時の連携を図る	総合政策局、福祉局、保健局
3	ボランティア活動に向けた環境を整備する	

1 基本的な考え方

ボランティアは、自主的、自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市の連携、支援が必要となることから、市とボランティアとの関係を明確にする必要がある。

- (1) 市は災害が発生した場合、その被害状況により災害ボランティア活動が必要と認めるときは、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会にボランティア調整機関（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置を要請する。
- (2) ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等については、災害ボランティアセンターに委ねる。
- (3) 市は災害ボランティアセンターと連携を図り、その活動に対し支援と協力を行う。

2 平常時の連携を図る

- (1) 災害時に迅速に、災害ボランティアセンターが機能し、円滑に活動できるよう平常時から尼崎市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、ボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が活発に行われるように市民意識の高揚を図る。

また、災害時には、市とボランティアが相互に連携を図ることが必要であり、災害ボランティアセンターの組織化が図れるよう、次の機関または組織等へ協力を依頼する。

ア 尼崎市社会福祉協議会ボランティアセンター及び市内のボランティア組織

イ 住民組織

ウ 他のボランティア組織（市外）

エ 企業、労働団体

オ 大学等

カ 一般ボランティア

- (2) 災害ボランティアセンターの中核を担えるコーディネーターの養成に努める。
- (3) 市として防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等を図る。

3 ボランティア活動に向けた環境を整備する

- (1) 災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、資材及び活動時の保障等の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。
- (2) パソコンを活用したボランティア情報システムを導入し、ボランティアセンターの活動やボランティアグループの紹介などの各種情報を24時間体制で電話、ファックス及びメール等で市民に提供する。
- (3) 感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市は、感染予防措置を徹底することとし、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

第12節 地域防災力を向上させる

項目		担当
1	市民の役割	各局
2	自主防災組織の役割	危機管理安全局、消防局

1 市民の役割

災害の被害を軽減するうえで、市民の果たすべき役割は極めて大きい。市民は自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生時に至るまで、可能な限り防災対策を着実に実施するなど地域防災力の向上に努める。また、市はこれらに積極的に協力する。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 自主防災活動への参加及び協力
- イ 各種講習会等への参加
- ウ 防災に関する知識の習得
- エ 家庭における防災の話し合い
- オ 災害発生時の避難場所、避難路、最寄りの医療救護施設の確認
- カ 石油ストーブ、ガス器具等について、火災予防措置の実施
- キ 家屋の補強等
- ク 家具その他落下、倒壊の防止対策
- ケ 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄

（食料等の家庭内備蓄の目安は1週間分程度。（参考：中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 南海トラフ巨大地震対策最終報告：H25年5月））

(2) 災害発生後に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の把握
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 救出救護及び応急手当
- エ 自動車の運転の自粛
- オ 適切な避難及び避難生活

2 自主防災組織の役割

自主防災組織は、地域全体が連帯協同し、防災関係機関と一体となって地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るために、自主的かつ組織的な地域の防災活動を行うものである。

(1) 平常時の活動

ア 地区防災計画策定の推進

自主防災組織の参加者等による地区の災害時の活動計画をとりまとめた防災計画（活動計画）の策定を推進する。

＜防災計画（活動計画）の内容（例）＞

- A 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- B 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- C 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）

- D 情報の収集伝達に関すること。(収集伝達方法等)
- E 出火防止・初期消火に関すること。(消火方法、体制等)
- F 救出・救護に関すること。(活動内容、医療機関への連絡等)
- G 避難誘導及び避難生活に関すること。(避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難路・避難場所、避難場所の運営協力等)
- H 給食・給水に関すること。(食料・飲料水の確保、炊き出し等)
- I 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。(調達計画、保管場所、管理方法等)
「地区防災計画ガイドライン」(内閣府) 参照

イ 防災資機材の整備

防災活動に必要な資機材を整備するとともに、訓練等を通じて資機材の使用方法等について熟練するよう努める。また、常日頃から資機材の保管場所を確認するとともに、機会をとらえ点検整備を実施する。

ウ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域における自主防災組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

エ 自主防災組織等は、地域の居住者、とりわけ要配慮者に関する情報を把握するよう努める。

(2) 災害発生時の応急活動

ア 情報の収集伝達

家屋の倒壊、要救出救護者、負傷者、火災危険等の地域の詳細な被害等の把握に努め、地域住民へ必要な情報を伝えるとともに、防災関係機関との連携を緊密にするなど地域のネットワークの中心的存在として活動する。

イ 出火の防止及び初期消火等の実施

地震が発生した場合は、各家庭に対し火の始末を呼びかけ、出火した場合は消火にあたる。

ウ 負傷者等の救出救護

資機材等を利用して負傷者等の救護を行い、救護所及び救急医療機関等へ負傷者等を搬送する。

エ 住民の集団避難の実施

避難場所へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導する。

オ 物資供給活動への協力

市が行う物資の配分に協力し、必要に応じ炊き出し等を行う。

カ 社会秩序の維持

ラジオ、テレビ等による正確な情報の収集及び伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように、また、生活物資の買い占め、交通渋滞等の混乱が生じないように、地域住民に対し呼びかけをし、円滑な応急対策が講じられるよう努める。

第13節 防災教育及び防災訓練を行う

項目		担当
1	防災教育	各局
2	防災訓練	

1 防災教育

防災諸活動を円滑に実施するため、市職員、市民及び事業者等に対して防災教育を行い、防災知識の普及啓発を図る。また、その実施に際しては、必要に応じて、兵庫県防災士会からも協定に基づく協力を得ながら取り組む。

(1) 市民に対する防災知識の普及

ア 防災知識の普及方法

市は、概ね以下の方法により防災意識の啓発と防災に関する知識の普及を図る。

- A 各種講習会、出前講座等の開催
- B 展覧会、展示会の開催
- C 消防展示コーナーの設置
- D テレビ、ラジオ、DVD 等による防災啓発情報の提供
- E 広報誌（印刷物）
 - a 「市報あまがさき」
 - b ハザードマップ（啓発情報面含む）
- F 広報車両等による街頭広報の巡回
- G 海拔表示シートの設置
- H 案内板・誘導板の内容・目的の周知
- I マイ避難カード作成の推進

イ 防災教育の内容

地域の実情に応じ概ね以下の内容とし、要配慮者や被災時の性別、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違い、感染症対策等に十分配慮する。

- A 災害に関する一般的な知識
- B 過去の災害の概要
- C 尼崎市における災害想定概要
- D 平常時の心得
(家具の固定、耐震診断・改修、ブロック塀の転倒防止、備蓄品の確保等)
- E 災害時の心得
(情報の入手方法、避難行動の原則、非常持ち出し品、被災家屋の撮影)
- F 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- G 出火の防止及び初期消火の心得
- H 救助・救護の方法
- I 応急手当の方法
- J 尼崎市地域防災計画の内容
- K 防災関係機関が行う災害応急対策等の内容
- L 道路交通の規制

(2) 職員に対する防災教育

防災関係職員の研修会等を実施するほか、災害時における職員の心得、任務分担等について機会あるごとに防災教育を行う。

(3) 消防団員に対する防災教育

防災関連の研修会への積極的な参加を促進するとともに、消防団員の研修会、各種訓練等を実施し、専門的知識の習得を図る。

(4) 学校等における防災教育

市は、学校等の施設ごとに災害時に避難する場所を定め、幼稚園児や保育所（園）児、認定こども園児、小中学校の児童生徒等を対象に、防災施設や防災センター等で実施される催しの見学なども取り入れながら、災害発生の要因や避難場所への避難方法、避難時の心得等の防災教育に努める。

また、学校行事等の一環として防災訓練を実施し、地域や家庭での防災活動の理解や避難行動の習得を促す。

(5) 事業所等における自主防災活動・防災教育

市は、事業所等が、従業員、利用者等の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、自主防災組織を構成し、関連地域と連携を図りながら、的確な防災活動を行うよう努める。

事業所等における自主防災活動としては、概ね次の事項とし、それぞれの実情に応じて行うよう指導する。

- ア 業務継続計画（BCP）の策定
- イ 防災訓練の実施
- ウ 従業員の防災教育
- エ 情報の収集、伝達体制の確立
- オ 火災その他災害予防対策
- カ 避難対策の確立
- キ 応急救護等の対策
- ク 飲料水、食料、生活必需品等の確保
- ケ 地域の防災活動への協力
- コ マイカーによる出勤、帰宅等の自粛

(6) 防災上重要な施設における自主防災活動・防災教育

防災上重要な施設における事業者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、出火防止、初期消火、避難誘導等、災害時における防災行動力を養い、緊急時に有効に対応できる自主防災体制の確立を目指す。

ア 病院・社会福祉施設等

病院・社会福祉施設等について、入院者等の実態を把握するとともに、避難通路の確保、防災設備の維持管理の徹底を指導し、災害発生時における避難誘導體制を強化する。

イ 宿泊施設（ホテル・旅館等）

ホテル・旅館等においては、宿泊客のほとんどが、施設及び周囲の地理に不案内であるため、災害情報の伝達、避難誘導體制の確立を図るとともに、従業員に対し消防用設備等の技術指導、避難誘導、救出・救護等の技能を養うための防災教育及び訓練指導を行う。

ウ 高層建築物等

多数の事業所が同居している高層建築物等に対しては、出火防止の徹底を図るため、全事業所の従業員の防災意識を向上させ、総合的かつ定期的な防災教育や訓練を指導する。

エ 工場、事業所

- A 危険物等を大量に保有する工場、事業所の管理者に対し、日頃からの保安体制を強化するとともに自主防災体制の充実を図る。
- B 近隣自主防災組織と連携した防災活動が行えるよう、地域ぐるみの自主防災体制を推進する。
- C 事業所独自、あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて災害時の行動力の向上を推進する。
- D 港湾施設内及び臨海部にある事業所に対して、海上保安庁等の機関が実施する海上防災講習会に協力し、海上防災意識の高揚に努める。

(7) 自主防災組織に対する防災教育

自主防災組織において活動する者に対し、災害が発生した場には、自分の命や財産は自分で守る「自助」の意識や、近隣の人々が助け合う「共助」の精神を養い、災害に対する正しい知識を身に付け災害に備えるなど、地域の防災力の向上を図る。

ア 防災知識の習得

講演会、懇談会、訓練その他防災行事に積極的に参加し、一人ひとりが正しい知識を習得できるよう努める。

イ 防災リーダーの養成

平時には地域での防災対策及び啓発活動などを行い、災害時には地域のリーダーとして人命救助とともに被害を最小限に抑える取り組みや避難場所の運営などに助力できる防災リーダーを養成する。

ウ 防災訓練の実施

市が実施する防災総合訓練、「1. 17 は忘れない」地域防災訓練及びその他の訓練に積極的に参加するとともに、災害発生時の対応を想定した防災訓練を実施する。

2 防災訓練

市及び防災関係機関は、災害時または災害が発生するおそれがある場合における防災活動の円滑な実施を期するため、防災関係機関の防災活動力の向上を図り、市民の防災に関する知識及び技能の修得とあわせて防災意識の高揚を図ることを目的とし、初期消火、避難訓練などの基礎訓練、特別訓練及び総合訓練を実施する。また、その実施に際しては、必要に応じて、兵庫県防災士会からも協定に基づく協力を得ながら取り組む。

(1) 訓練の種別・内容

ア 基礎訓練

防災技術の修得を主体とした消火、避難、救出・救護訓練等の技能訓練、情報伝達訓練及び図上訓練等の実施を重ねる。

イ 特別訓練

突発的災害に対処するため、夜間、休日等の勤務時間帯以外に情報伝達及び招集訓練等を実施し、防災活動の初動体制の早期樹立を図る。

ウ 総合訓練

防災関係機関、市民、事業所等の協力のもとに、消火、避難、救出・救護訓練、情報伝達等、各種の訓練を総合的に実施し、災害発生時における防災活動の円滑な実施を期す。

- エ 津波防災訓練
 - 地震・津波からの円滑な避難のための応急対策を中心とし、県、防災関係機関、自主防災組織と連携して実施する。
- (2) 訓練計画
 - ア 洪水情報伝達訓練
 - 国土交通省計画による情報伝達訓練（有線）及び兵庫県計画による情報伝達訓練（有線）
 - イ 尼崎市防災総合訓練
 - 尼崎市及び外部防災関係機関を含めた総合的な防災訓練
 - ウ 水防訓練
 - A 水防工法訓練
 - B 防潮扉点検操作訓練
 - エ 災害情報有無線伝達訓練
 - 有無線による消防本部間の情報伝達訓練
 - オ 「1.17 は忘れない」地域防災訓練
 - 尼崎市及び地域住民を含めた総合的な地震災害対策訓練
 - カ 消防訓練
 - 火災防御訓練（救出・救助・救急・消火）
 - キ 特別防災訓練
 - 非常参集訓練、情報伝達訓練、現場活動等の図上訓練
 - ク 津波防災訓練
 - 避難行動要支援者や帰宅困難者等に対する情報伝達訓練、避難誘導訓練、津波警報等の情報収集・伝達訓練、避難指示訓練、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について迅速かつ的確に県・防災関係機関に伝達する訓練
- (3) 自主防災組織の防災訓練
 - 自主防災組織等は、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努める。
 - ア 情報の収集及び伝達の訓練
 - イ 出火防止及び初期消火の訓練
 - ウ 救出及び救護の訓練
 - エ 避難訓練、避難誘導訓練
 - オ 炊き出し訓練、給食・給水訓練
 - カ 災害図上訓練
- (4) 学校等における津波防災訓練
 - ア 学校等は避難訓練の一部を、津波災害を想定した訓練とし、津波避難の訓練を実施する。
 - イ 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、学校等で実施している津波防災学習を想起させるとともに、可能な場合は訓練を実施する。
 - ウ 地域、保護者と連携した防災訓練の際は、津波防災学習や津波災害を想定した避難訓練を実施する。

第14節 調査・研究を行う

項目		担当
1	被害想定の調査・研究	危機管理安全局、各局
2	災害応急体制の調査・研究	危機管理安全局、総合政策局、福祉局、保健局

1 被害想定の調査・研究

災害対策を推進していくためには、災害種別ごとに綿密な被害想定を行い、災害の発生形態や推移を具体化し、その結果を災害予防及び応急対策等に反映することが重要である。

市は今後、国や兵庫県等の最新の知見や研究成果を踏まえた被害想定等について、効率的に活用する。また、経年変化に伴う人口構成や家屋情報等を整理し、今後の被害想定に反映できるようにする。

2 災害応急体制の調査・研究

(1) 被災者支援のための調査研究

大規模な災害時においては、市民全体への罹災証明書の発行や義援金の支給などの災害関連業務の軽減を図るため、被災者支援のための調査研究を行う。

〔調査、研究の内容〕

- ・被災者台帳の作成
- ・罹災証明書の発行
- ・義援金の支給 など

(2) 妊産婦、高齢者、障害者、外国人等のニーズや実態に関する調査

妊産婦、乳幼児をもつ女性、高齢者、障害者、外国人などは、脆弱な立場に置かれていることが多く、災害時に必要な情報を十分に得られない可能性や、迅速かつ適切な行動を取ることが困難な可能性がある。

こうした市民のニーズを把握するとともに、災害時における自助の意識の喚起につながるよう、実態調査の実施を検討する。

なお、調査の実施にあたっては、高齢者が地域とのつながりの中で、また障害者が事業者とのつながりの中で生活しているといった点や男女別のニーズの違いといった点にも留意する。

第15節 防災体制を充実する

項目		担当
1	災害応急対策体制を整備する	各局
2	広域防災体制を確立する	危機管理安全局
3	広域避難・広域一時滞在に係る体制を整備する	
4	応援要請及び受援体制を整備する	
5	資機材等を整備する	各局
6	緊急輸送予定道路を定める	都市整備局
7	共同溝等を整備する	
8	津波対策の強化を検討する	危機管理安全局、都市整備局、 消防局
9	帰宅困難者対策を推進する	危機管理安全局、都市整備局
10	被災建築物応急危険度判定士制度を整備する	
11	家屋被害認定士制度を整備する	
12	廃棄物対策を充実する	経済環境局
13	危険物施設等の予防対策を実施する	危機管理安全局、福祉局、保健局、 経済環境局、消防局、危険物取扱関 係事業者、高圧ガス関係事業者、火 薬類関係事業者、毒物・劇物取扱営 業者
14	治水対策を総合的に推進する	都市整備局

1 災害応急対策体制を整備する

- (1) 災害の予測及び予報、災害に関する情報の収集伝達、災害応急措置の実施等災害応急対策の実施に関する災害対策本部その他の組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。

なお、応急対策計画を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に努める。

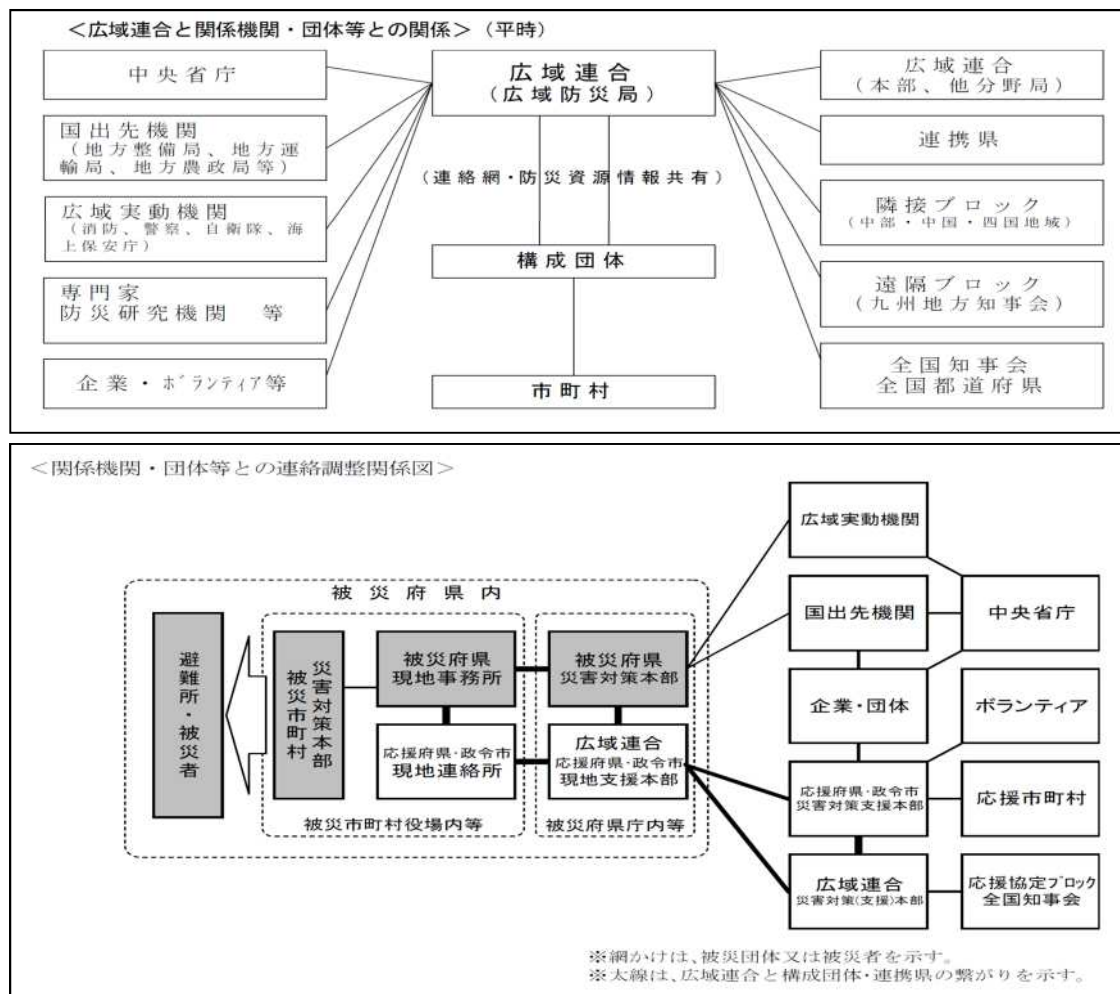
- (2) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備、改善を促進するとともに、市と防災関係機関との連絡及び協力体制を確立する。

2 広域防災体制を確立する

- (1) 関西広域連合との連携

大規模災害発生時は、平成22年12月に設立された関西広域連合が定めた「関西防災・減災プラン」による広域連合の調整内容を第一順位として、関西内外の都道府県と連携した対処を進める。

県、市町は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討するものとする。



(2) 相互応援体制の整備

大規模災害や広域的な災害の発生時には、兵庫県が締結している他府県との相互応援協定に基づき、広域的に連携した対応を進める。

3 広域避難・広域一時滞在に係る体制を整備する

- (1) 市は、避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難場所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 市は、指定避難場所が広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難場所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- (3) 市は、災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (4) 相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。また、本市のような雪害の少ない地方公共団体にあつては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結についても考慮する。

4 応援要請及び受援体制を整備する

「受援ガイドライン」に基づき、応援要請を、機を失せずに行い、応援部隊の受入れ、運用、連携等を迅速かつ効率的に実施する。また、応援部隊の活動拠点や活動用資機材の確保等により、受入体制の整備を進める。

5 資機材等を整備する

- (1) 災害応急対策の万全を期するためには、消防車、ジープ等の車両、水防資材、救助物資等の資器材、備蓄物資等を十分保有し整備しておくことが必要であるので、それらの充実及び適正配置を図り、災害時に有効に使用されるよう定期的に点検を行う。また、水防資材、救助物資等の資器材、備蓄物資等が不足する場合に対処するため、それらを緊急調達し得る体制を確立する。
- (2) 資機材等の点検計画は次のとおりとする。
 - ア 実施方法
各所属で現在数その他を点検し、各主管課において総合的に点検を行う。
 - イ 種別等
 - A 水防資材（河港課）
 - B 消防資材（消防局）
 - C 衛生資材（保健局）
 - D 感染症対策資材（疾病対策課）
 - E 救助物資（福祉課）
 - F 備蓄物資（災害対策課）
 - G 防災行政無線（災害対策課）
- (3) 公用車の燃料については、災害時の活用を考慮し日頃から満タンを心がけ、燃料タンク等の大半を消費してから補給するのではなく、少し消費したら補給するよう努める。
- (4) 重要施設リストの共有
関西電力及び関西電力送配電から円滑な支援を受けられるよう、平時から病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等を重要施設として登録する。
重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。なお、作成した重要施設リストは関西電力及び関西電力送配電に共有する。

6 緊急輸送予定道路を定める

- (1) 緊急輸送予定道路
緊急輸送予定道路とは、災害時に緊急物資、人員の輸送等を円滑に行うために緊急に応急復旧を要する道路として、本市が選定する道路である。緊急輸送予定道路は、県が指定する緊急輸送道路を含め、他都市と本市の要所を有機的に連絡できる等、後段の条件を満たす道路を選定したものである。
- (2) 緊急輸送予定道路の選定
市は、災害応急活動を円滑に実施するため、以下の条件を満たす路線を「緊急輸送予定道路」に選定した。市は、資料Ⅰ（4-33 緊急輸送道路等）に示すこれら緊急輸送予定道路について、平時より防災関係機関及び市民等に広く周知を図る。
 - ア 他都市と本市の要所を有機的に連絡できること
 - イ 有効幅員が広いこと
 - ウ 著名であること

- エ 正常な都市機能の早期回復に有利であること
 - オ 市内の防災関係機関の施設に接し、またはこれら施設を相互に接続する道路
- (3) 効率的な緊急輸送のための措置
- ア 市または各関係機関は効率的な緊急輸送を実施するため、警察署と協議のうえ、緊急車両用の赤色灯サイレンやステッカー、通行禁止等の看板を事前に整備するよう努める。
 - イ 災害時における被災者や緊急物資、資機材等の輸送施設、緊急物資や資機材等の集積拠点として指定される施設について、災害時の安全性確保に配慮した整備に努める。
 - ウ 大規模な災害が発生した場合には、被災地内への緊急通行車両などの通行や広域的な緊急輸送を円滑に進めるため、緊急自動車やあらかじめ登録された車両以外の通行を禁止または制限する「緊急交通路」が指定されている。日ごろから広く周知し、災害時には重要路線として通行の確保等に当たる。
 - エ 平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定し、機能強化や重点支援を実施する。また、重要物流道路の代替補完路をあわせて指定し、重要物流道路や代替補完路については、災害時の道路の通行確保、災害復旧を国が代行することが可能となっている。
 - オ 道路管理者は、道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておくなど、迅速に緊急輸送道路の通行ができるようにするための体制確保に努める。

7 共同溝等を整備する

災害による被害を受けにくく、被災しても迅速な復旧を可能にする共同溝等の整備について定める。

- (1) 共同溝等の整備
 - 道路管理者は、関西電力及び関西電力送配電、西日本電信電話等のライフライン事業者と協議のうえ、共同溝等の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧と道路機能の確保に努める。
- (2) 共同溝等の種類
 - ア 幹線系のライフラインを収納する幹線共同溝
 - イ 供給系のライフラインで、電線・ケーブルを収納する電線共同溝（C・C・BOX）

8 津波対策の強化を検討する

- (1) 平成 28 年 3 月に作成した「南海トラフ地震防災対策推進計画」に基づき、次の項目の整備を行う。
 - ア 津波からの避難施設や避難経路の整備
 - イ 津波からの迅速な救助の確保
 - ウ 関係機関等との連携・協力の確保（他の地方公共団体や物資供給事業者等との協定等）
 - エ 津波に係る防災マップ等の周知措置
 - オ 南海トラフ地震の津波等により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離着陸場の適地を検討する。
- (2) 地震・津波発生時には、耐震化されていない海岸保全施設等は、液状化により被災・沈下し、堤防の機能を果たさないことが予測される。これにより、津波浸水想定区域には海

水が侵入することから、早期に堤防を止水し、排水しなければ浸水は解消されない。これらへの対策を検討する。

- (3) 本市の場合、市域南部の主要道路が津波浸水想定区域内に入るため、道路等の寸断や道路ネットワークの不連続が予想される。この中には、緊急輸送予定道路も含まれる。このため、迂回路および仮設路設置などの事前検討を行う。
- (4) 地震・津波により、市内の橋りょうが被災することが予想されるため、耐震化の早期整備に向けた検討を行う。
- (5) 津波浸水により、大量のがれきが発生することが予想されるため、がれきの撤去に使用する車両の確保、がれきの運搬場所（候補地）などの検討を行う。
- (6) 市内の海拔ゼロメートル地帯については、浸水が長期化した場合、建物構造の腐食等により、倒壊していない建物についても解体撤去を実施しなければならない場合も想定されるため、これらへの対策を検討する。

9 帰宅困難者対策を推進する

大地震により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、災害時帰宅困難者対策について定める。

(1) 災害時帰宅困難者への支援

ア 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西広域連合が関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア、外食事業者等と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供。なお、協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき県等が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示している。



イ 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮する。

ウ 災害時帰宅困難者に対して、一時的な収容やその他の課題の解決に努める。

(2) 企業等への啓発

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等との災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行う。

10 被災建築物応急危険度判定士制度を整備する

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次的災害を防止し、住民の安全を確保するために、県が実施する被災建築物応急危険度判定士認定講習会の受講を促し、被災建築物応急危険度判定士の育成を図る。

ア 被災建築物応急危険度判定士の役割

A 地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性等をできる限り速やかに判定し、その結

果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次的災害を防止する。

B 登録の更新時に被災建築物応急危険度判定士認定講習会を受講するなど、常に自己研鑽を行う。

イ 被災建築物応急危険度判定士の対象者

建築・防災関係の市職員、建築士法第2条第1項に規定する1級建築士、2級建築士及び木造建築士

11 家屋被害認定士制度を整備する

災害時における多くの被災者支援制度において市長が発行する罹災証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、市は、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成する。

(1) 「兵庫県家屋被害認定士制度」による家屋被害認定士

市は、県が行う家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理を行うこととしており、その役割と対象者は次のとおりである。

ア 家屋被害認定士の役割

A 災害時に市町長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。

B 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。

C 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

イ 家屋被害認定士の対象者

市職員、県職員、建築及び不動産関係団体の会員

12 廃棄物対策を充実する

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するための災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備及び相互応援体制の整備を推進する。

(1) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備

ア 尼崎市災害廃棄物処理計画に基づき、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討する。

イ 市は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努める。

(2) 廃棄物処理相互応援体制の整備

ア 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

市は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定のおおむねの内容は、次のとおりである。

A 被災市が要請して県が調整

B Aに基づき各市町間で相互応援を実施

イ 費用負担

応援に要する費用は、原則として応援を受けた市が負担する。

13 危険物施設等の予防対策を実施する

危険物施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

(1) 保安対策

市は、消防法に基づき危険物施設の設置または変更許可に対する審査及び立入検査を行い、基準に適合しない場合は直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行う。

(2) 市は、監督行政庁の立場から、消防体制の強化を図るため、必要に応じて各事業所の警備計画を作成するとともに、隣接市との相互応援協定の締結を推進する。

14 治水対策を総合的に推進する

頻発する記録的な集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減するため、兵庫県の総合治水条例に基づき、従来の河川下水道対策に加え、雨水の一時的な貯留や浸透によって流出を抑制する流域対策、人命を守り被害を小さくする減災対策を組み合わせた「尼崎市総合治水対策基本ガイドライン」を策定している。このガイドラインに基づき総合治水に係る施策を実施し、その実施にあたっては国及び兵庫県と連携し効果的に実施する。

第16節 大規模事故等の災害を予防する

項目		担当
1	連携の強化と体制を整備する	各局
2	情報の収集・伝達体制を整備する	
3	災害応急活動体制を整備する	
4	捜索、救急・救助、医療及び消防活動体制を整備する	
5	緊急輸送活動等を整備する	
6	防災訓練を実施する	
7	市民等の平常時からの備えを行う	
8	交通の安全確保を充実する	
9	雑踏事故を予防する	
10	原子力災害に備える	

1 連携の強化と体制を整備する

- (1) 災害発生時には、国、県、事故発生等関係機関、災害発生事業者・事故発生責任者等に対して、必要な情報伝達が行えるよう情報連絡体制を整備する。
- (2) 近隣市町及び協定市町とは、保有する資機材、保管担当部等の情報を積極的に交換する。

2 情報の収集・伝達体制を整備する

- (1) 情報の収集・伝達体制の整備
 - ア 国、県及び事故発生責任者等は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、伝達体制の整備を図る。
 - イ 機動的な情報収集を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、画像情報の収集・伝達システムの整備を推進する。
 - ウ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集、伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。
 - エ 民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
 - オ 関係機関との間での安否情報の共有を進めるため、県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」に基づき、安否不明者等の情報収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、県や関係機関への情報提供等を行う。
- (2) 通信手段の確保

災害発生時における通信手段を確保するため、関係機関等と協力し、以下の事項に留意する。

 - ア 非常通信体制の整備
 - イ 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備
 - ウ 通信手段の定期点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施
 - エ 通信機器等の平時利用
 - オ 平時からのフェニックス防災システム（兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム）の積極的活用

3 災害応急活動体制を整備する

(1) 職員の体制

ア 市の体制

災害発生時における職員の体制についてあらかじめ決めておく。

イ 防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、道路管理者及び事故発生等関係機関等は、平時からそれぞれの機関において実情に応じた職員への非常参集体制の整備を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携と体制の整備

ア 防災関係機関は、平時から連携の強化に努める。

イ 自治体間の応援について近隣市町間及び全県的な協定の締結を推進する等相互応援体制の整備に努める。

(3) 専門家・専門機関等との連携

大規模事故等の災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るため、必要に応じて県と協議し、専門家・専門機関等の派遣要請や情報収集に努める。

(専門分野例)

災害時医療救護活動、災害医療、化学物質等の取扱い、鉄道や航空機、道路等の各災害の応急対策、こころのケア、社会心理及び災害広報、その他必要な分野

4 捜索、救急・救助、医療及び消防活動体制を整備する

(1) 捜索活動関係

捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

(2) 救急・救助関係

ア 救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画を定める。

ウ 平時から、県の災害救急医療情報システムを活用し、医療機関等との連携を図り初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。

(3) 医療活動関係

ア 負傷者が多数となる場合を想定し、応急救護用医療薬品、医療資器材等の備蓄の整備に努める。

イ 災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ鉄道事業者、空港管理者、道路管理者、医療機関との連絡体制を整備するとともに、医療機関との連絡・連携体制の強化を図るよう努める。

ウ 医療機関、消防局、保健局は、自動車からの危険物等の流出事故・化学物質をはじめとする様々な物質による事故などを想定した訓練や化学物質等の特殊性や資機材の取扱いに関する研修を行うとともに個人防護装備（ヘルメット、防護マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災行政無線、携帯電話、FAX等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄に努める。

(4) 消防活動関係

ア 消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

イ 平時から防災関係機関相互の連携強化を図る。

5 緊急輸送活動等を整備する

(1) 緊急輸送活動への備え

ア 信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路管理体制の整備を要望する。

イ 県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。

(2) 危険物等の流出時における防除活動関係

危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努める。

(3) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア 発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理する。

イ 市及び放送事業者等は、大規模事故等の災害に関する情報を常に伝達できるようその体制及び施設・設備の整備を進めるとともに放送事業者等との連携を図る。

(4) 復旧への備え

ア 道路管理者は、施設・整備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材の整備に努める。

イ 道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整理するとともに、資料の被災に対応するため、複製を別途保存するよう努める。

(5) 再発防止対策の推進

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策の実施に努める。

6 防災訓練を実施する

(1) 訓練の実施

職員等の災害対応能力の向上及び関係機関相互の連携の促進を図るため、大規模事故等の災害を想定した訓練を実施する。また、必要に応じ、図上訓練、情報伝達訓練等を行う。

(2) 訓練への参加

鉄道事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認する。

7 市民等の平常時からの備えを行う

市民や自主防災組織、事業者等は、訓練や行事等の機会を通じて相互の交流を深めるとともに、市は防災知識の啓発や防災教育に努め、地域防災力の向上を図る。

(1) 市民に対する広報及び防災知識の普及

講習会、パネル展示、防災展の開催、あるいはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の利用、広報冊子等の作成・配付、ホームページ、SNSの活用、マイ避難カード作成の推進等を通じて防災意識の向上と防災に関する知識の普及を図る。

(2) 自主防災組織に対する防災教育

講習会、懇談会、訓練、その他の防災行事への積極的な参加を促進し、防災知識の普及啓発を図る。

(3) 事業者に対する防災教育

防災上、重要な施設における事業者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、出火防止、初期消火、避難誘導等、災害時における防災行動力を養い、緊急時に有効に対応できる自主防災体制の確立を目指す。

8 交通の安全確保を充実する

(1) 交通安全のための情報の充実

交通安全のための情報の収集及び提供の充実について定める。

ア 道路交通の安全のための情報の充実

A 道路管理者は、神戸地方気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、神戸地方気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図る。

B 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

C 消防局等は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤、その調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努める。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏えい等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資機材の整備を図る。

なお、総務省消防庁においては、災害時に化学物質の名称が特定できる場合はもちろん、「におい、色、形あるいは一部の文字」などからでも物質を特定し、必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に提供できるように「危険物災害等情報支援システム」を構築しているので、その活用を図る。

イ 交通安全の普及啓発活動

市は、警察署と相互に連携をして、広く市民の交通安全の普及・啓発に努める。

(2) 道路施設の整備等

ア 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

イ 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

9 雑踏事故を予防する

祭礼、公営競技、花火大会、興業その他の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等などにより死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項等について定める。

(1) 雑踏の特殊性

雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

(2) 行事等の主催者等の留意事項

ア 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めることとする。

A 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制

B 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関及び災害拠点病院等の医療機関と連携した救急・救護体制

C 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など地区医師会及び医療機関との協力体制

D 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

イ 行事等の主催者等は、行事等の開催等にあたり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、地区医師会、医療機関等と連絡調整を行うこととする。

ウ 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。

エ 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、地区医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受けることとする。

オ 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけることとする。

(3) 鉄道事業者等

鉄道事業者等は、改札、階段等乗降客の流れを阻害するおそれのある箇所の施設・設備の改良に努めるとともに、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導を行うなど、雑踏事故の防止に努めることとする。

(4) 消防機関等

ア 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保することとする。

特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請することとする。また、行事等が市町等の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮することとする。

イ 医療機関（特に災害拠点病院）等との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、災害救急医療情報システムを活用し、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。

ウ 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努めることとする。

(5) 医療機関等

ア 医療機関等は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努めることとする。

イ 事故発生時の負傷者等の受入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者等、消防機関等と連絡を取り、これに協力するよう努めることとする。

(6) 警察署

ア 事前に行事等の主催者等と緊密な連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件（群集が集合し、または通過する施設、場所及び地域の状況）、群集に対する広報活動の手段、人出の予想等を把握して情勢判断を的確に行うなど、必要な準備の上、雑踏警備計画を策定し、当日には合理的かつ効果的な部隊活動により事件事故等の防止を図ることとする。

イ 自主警備を実施する行事等の主催者等に対しては、自主警備計画の策定段階から必要な指導、助言を積極的に行うこととする。

(7) 県及び市

ア 主催者等への周知

市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

A 行事の開催にあたり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄の警察署及び消防本部並びに医療機関等と連絡調整を行うこと

B 事故が発生した場合には、迅速に管轄の警察署及び消防本部並びに医療機関等及び県（災害対策センター）にその旨通報すること

イ 県による広域支援の調整

県は、行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言することとする。

10 原子力災害に備える

関西広域連合広域防災局では、福井県内に立地する大浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所、高速増殖炉研究センター及び原子炉廃止措置研究開発センターでの事故災害を想定し、UPZ（原子力施設から半径30km圏）外でも一定の防御措置を準備しておく必要があるとされている。

本市は、各原子力発電所よりUPZ圏外の位置にあるが、原子力発電所の事故による被害状況については様々な要素が関係するため、実際の事故発生時には、事故の規模や気象条件、環境放射線モニタリング結果等を踏まえ、柔軟に対応する必要がある。このため、本市では、緊急時モニタリング活動への協力、情報伝達・広報活動、広域的避難者の受入れ等に係る事項について検討する。

(1) 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

市は、原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築等、原子力災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集、連絡体制の構築に努める。

また、市ホームページや自主防災組織等を活用した住民への情報連絡体制の構築、庁内に住民相談窓口を設置する等、住民等への情報伝達体制の構築に努める。

(2) 環境放射線モニタリング情報の収集体制の整備

市は、原子力事業者、近隣自治体を含む環境放射線モニタリング情報の収集体制を構築するため、国、県、その他モニタリング関係機関との平常時からの連携を図る。

(3) 放射線等に関する知識等の普及・啓発

市は、放射性物質や放射線の特性、放射線による健康への影響、緊急時にとるべき行動、屋内退避や避難時の留意事項、汚染の除去・処理等に関する知識の普及・啓発に努める。

また、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、放射線による健康への影響及び放射線防護やモニタリング実施方法及び機器、放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）などの必要な知識について、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を参加させるなどにより、防災知識の習得、防災技術の習熟等の実施に努める。

(4) 広域的避難者の受入体制の整備

市は、原子力災害時に発生する広域避難者の受入先となる指定避難場所の指定及び住民や避難場所となる施設の管理者への周知、避難誘導等、受入体制の構築の整備を図っていく。